

秋田労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 21 年度の中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

現下の厳しい経済・雇用情勢を反映して、解雇・雇止め、賃金不払等の労働条件に関する問題や、安全衛生管理水準の低下による安全衛生確保上の問題が多く生じることが懸念されており、また、雇用・就業形態が多様化している状況に加え、行政内部においても定員事情など行政を取り巻く情勢が厳しさを増している状況を念頭に置き、平成 21 年度の監察については、次の視点から実施することを基本とする。

(1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）

とも、厳しい経済・雇用情勢下における法定労働条件の履行確保及び労働契約法等に基づいた適切な労務管理に向けた指導、非正規労働者の雇用・就業形態に応じた労働条件の確保、労働者の安全と健康確保対策の推進、最低賃金制度の適正な運営等を重点対策とする地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の情勢に的確に対応した重点課題を定め、適切な行政手法により、重点指向に徹し、PDCAサイクルを念頭に置いた効果的かつ効率的な業務運営を行っているか。

(2) 労働基準部長の指揮の下、労働基準部内各課室がそれぞれの果たすべき役割を踏まえて積極的な行政運営を行っているか、また、監督課が局内他部室及び労働基準部内各課室との連絡調整・指示等を行うことにより労働基準部の所掌事務に関する総合調整機能を果たしているか。

(3) 労働基準部幹部は、各署における年間監督指導計画や年間安全衛生業務計画の実施状況等業務運営の状況を地方監察等を通じて的確に把握し、適切な指導を行っているか。

また、署の各級管理者は、具体的かつ適切な進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

(4) 労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限について、適正かつ齊

一的に行使されているか。

- (5) 監督指導業務の運営に当たり、臨検監督業務量の最大限の確保を図りつつ、監督件数のみに偏重することのない実効ある監督指導を実施しているか。
- (6) 過去の中央監察において指摘された事項等を業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。
- (7) 上記(1)から(6)の事項が適切に行われていない場合、その原因を究明した上でその対応策を検討し、適切な措置を講じているか。
- (8) 局署の業務運営に関して、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成21年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

- (1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況
- (2) 業務運営の重点化を踏まえた各局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況
- (3) 総合的な労働行政を展開するという視点を踏まえた労働基準行政の業務運営状況
- (4) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況
- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するものの推進状況
 - ア 厳しい経済・雇用情勢下における法定労働条件の履行確保及び労働契約法等に基づいた適切な労務管理に向けた指導
 - イ 申告・相談に対する的確な対応
 - ウ 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
 - エ 非正規労働者の雇用・就業形態に応じた労働条件確保対策
 - (ア) 派遣労働者
 - (イ) 有期契約労働者
 - (ウ) 短時間労働者
 - オ 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止等
 - (ア) 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止対策
 - (イ) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
 - (ウ) 仕事と生活の調和の実現に向けた取組
 - カ 一般労働条件の確保・改善対策
 - (ア) 経済情勢の悪化を踏まえた一般労働条件の確保・改善対策
 - (イ) 多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化
 - キ 労働者の安全と健康確保対策
 - (ア) 労働災害多発分野における対策
 - (イ) 石綿による健康障害予防対策
 - (ウ) 職業性疾病等の予防対策・健康づくり対策
 - (エ) メンタルヘルス対策

（オ）「危険性又は有害性等の調査等」の実施等自主的な安全衛生活動の推進
ク 特定の労働分野における労働条件確保対策

- （ア）介護労働者
- （イ）技能実習生等外国人労働者
- （ウ）自動車運転者
- （エ）医療機関の労働者
- （オ）障害者

ケ 事業所管の行政機関等への働きかけ等による効果的な対策の推進

- （ア）下請取引の適正化による労働条件の確保・改善
- （イ）事業所管の行政機関等に対する要請等

コ 最低賃金制度の適正な運営

サ 「労災かくし」の排除に係る対策

シ 改正労働基準法の周知

（6）監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況

ア 監督指導業務の運営状況

（ア）監督指導の実施状況

- ① 年間及び月間の計画に基づいた監督指導の実施状況
- ② 実効ある監督指導の実施状況

（イ）司法処理の実施状況

イ 安全衛生業務の運営状況

ウ 各級管理者による進行管理の状況

（7）地方監察制度の運営状況

ア 監察の実施状況

イ 監察結果に基づく措置の状況

ウ 改善指導の状況

（8）厳しい定員事情下における事務簡素・合理化等への取組状況

（9）新任労働基準監督官の研修等の実施状況

3 監察の実施時期、対象局署及び担当監察官

[実施時期]	[対象]	[担当監察官]
6月 2日	秋田署	鈴木中央労働基準監察監督官
6月 3日	秋田局	鈴木中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

福島労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 21 年度の中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

現下の厳しい経済・雇用情勢を反映して、解雇・雇止め、賃金不払等の労働条件に関する問題や、安全衛生管理水準の低下による安全衛生確保上の問題が多く生じることが懸念されており、また、雇用・就業形態が多様化している状況に加え、行政内部においても定員事情など行政を取り巻く情勢が厳しさを増している状況を念頭に置き、平成 21 年度の監察については、次の視点から実施することを基本とする。

- (1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）とも、厳しい経済・雇用情勢下における法定労働条件の履行確保及び労働契約法等に基づいた適切な労務管理に向けた指導、非正規労働者の雇用・就業形態に応じた労働条件の確保、労働者の安全と健康確保対策の推進、最低賃金制度の適正な運営等を重点対策とする地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の情勢に的確に対応した重点課題を定め、適切な行政手法により、重点指向に徹し、PDCAサイクルを念頭に置いた効果的かつ効率的な業務運営を行っているか。
- (2) 労働基準部長の指揮の下、労働基準部内各課室がそれぞれの果たすべき役割を踏まえて積極的な行政運営を行っているか、また、監督課が局内他部室及び労働基準部内各課室との連絡調整・指示等を行うことにより労働基準部の所掌事務に関する総合調整機能を果たしているか。
- (3) 労働基準部幹部は、各署における年間監督指導計画や年間安全衛生業務計画の実施状況等業務運営の状況を地方監察等を通じて的確に把握し、適切な指導を行っているか。
また、署の各級管理者は、具体的かつ適切な進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。
- (4) 労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限について、適正かつ齊

一的に行使されているか。

- (5) 監督指導業務の運営に当たり、臨検監督業務量の最大限の確保を図りつつ、監督件数のみに偏重することのない実効ある監督指導を実施しているか。
- (6) 過去の中央監察において指摘された事項等を業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。
- (7) 上記(1)から(6)の事項が適切に行われていない場合、その原因を究明した上でその対応策を検討し、適切な措置を講じているか。
- (8) 局署の業務運営に関して、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成 21 年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

- (1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況
- (2) 業務運営の重点化を踏まえた各局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況
- (3) 総合的な労働行政を展開するという視点を踏まえた労働基準行政の業務運営状況
- (4) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況
- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するものの推進状況
 - ア 厳しい経済・雇用情勢下における法定労働条件の履行確保及び労働契約法等に基づいた適切な労務管理に向けた指導
 - イ 申告・相談に対する的確な対応
 - ウ 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
 - エ 非正規労働者の雇用・就業形態に応じた労働条件確保対策
 - (ア) 派遣労働者
 - (イ) 有期契約労働者
 - (ウ) 短時間労働者
 - オ 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止等
 - (ア) 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止対策
 - (イ) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
 - (ウ) 仕事と生活の調和の実現に向けた取組
 - カ 一般労働条件の確保・改善対策
 - (ア) 経済情勢の悪化を踏まえた一般労働条件の確保・改善対策
 - (イ) 多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化
 - キ 労働者の安全と健康確保対策
 - (ア) 労働災害多発分野における対策
 - (イ) 石綿による健康障害予防対策
 - (ウ) 職業性疾病等の予防対策・健康づくり対策
 - (エ) メンタルヘルス対策

(ウ) 「危険性又は有害性等の調査等」の実施等自主的な安全衛生活動の推進
ク 特定の労働分野における労働条件確保対策

- (ア) 介護労働者
- (イ) 技能実習生等外国人労働者
- (ロ) 自動車運転者
- (エ) 医療機関の労働者
- (オ) 障害者

ケ 事業所管の行政機関等への働きかけ等による効果的な対策の推進

- (ア) 下請取引の適正化による労働条件の確保・改善
- (イ) 事業所管の行政機関等に対する要請等

コ 最低賃金制度の適正な運営

サ 「労災かくし」の排除に係る対策

シ 改正労働基準法の周知

(6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況

ア 監督指導業務の運営状況

(ア) 監督指導の実施状況

- ① 年間及び月間の計画に基づいた監督指導の実施状況
- ② 実効ある監督指導の実施状況

(イ) 司法処理の実施状況

イ 安全衛生業務の運営状況

ウ 各級管理者による進行管理の状況

(7) 地方監察制度の運営状況

ア 監察の実施状況

イ 監察結果に基づく措置の状況

ウ 改善指導の状況

(8) 厳しい定員事情下における事務簡素・合理化等への取組状況

(9) 新任労働基準監督官の研修等の実施状況

3 監察の実施時期、対象局署及び担当監察官

[実施時期]	[対象]	[担当監察官]
6月 25日	福島署	丹羽中央労働基準監察監督官
6月 26日	福島局	西岡中央労働基準監察監督官 丹羽中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

平成 21 年 4 月 24 日

群馬労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 21 年度の中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

現下の厳しい経済・雇用情勢を反映して、解雇・雇止め、賃金不払等の労働条件に関する問題や、安全衛生管理水準の低下による安全衛生確保上の問題が多く生じることが懸念されており、また、雇用・就業形態が多様化している状況に加え、行政内部においても定員事情など行政を取り巻く情勢が厳しさを増している状況を念頭に置き、平成 21 年度の監察については、次の視点から実施することを基本とする。

(1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）

とも、厳しい経済・雇用情勢下における法定労働条件の履行確保及び労働契約法等に基づいた適切な労務管理に向けた指導、非正規労働者の雇用・就業形態に応じた労働条件の確保、労働者の安全と健康確保対策の推進、最低賃金制度の適正な運営等を重点対策とする地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の情勢に的確に対応した重点課題を定め、適切な行政手法により、重点指向に徹し、PDCAサイクルを念頭に置いた効果的かつ効率的な業務運営を行っているか。

(2) 労働基準部長の指揮の下、労働基準部内各課室がそれぞれの果たすべき役割を踏まえて積極的な行政運営を行っているか、また、監督課が局内他部室及び労働基準部内各課室との連絡調整・指示等を行うことにより労働基準部の所掌事務に関する総合調整機能を果たしているか。

(3) 労働基準部幹部は、各署における年間監督指導計画や年間安全衛生業務計画の実施状況等業務運営の状況を地方監察等を通じて的確に把握し、適切な指導を行っているか。

また、署の各級管理者は、具体的かつ適切な進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

(4) 労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限について、適正かつ齊

一的に行使されているか。

- (5) 監督指導業務の運営に当たり、臨検監督業務量の最大限の確保を図りつつ、監督件数のみに偏重することのない実効ある監督指導を実施しているか。
- (6) 過去の中央監察において指摘された事項等を業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。
- (7) 上記(1)から(6)の事項が適切に行われていない場合、その原因を究明した上でその対応策を検討し、適切な措置を講じているか。
- (8) 局署の業務運営に関して、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成 21 年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

- (1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況
- (2) 業務運営の重点化を踏まえた各局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況
- (3) 総合的な労働行政を展開するという視点を踏まえた労働基準行政の業務運営状況
- (4) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況
- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するものの推進状況
 - ア 厳しい経済・雇用情勢下における法定労働条件の履行確保及び労働契約法等に基づいた適切な労務管理に向けた指導
 - イ 申告・相談に対する的確な対応
 - ウ 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
 - エ 非正規労働者の雇用・就業形態に応じた労働条件確保対策
 - (ア) 派遣労働者
 - (イ) 有期契約労働者
 - (ウ) 短時間労働者
 - オ 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止等
 - (ア) 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止対策
 - (イ) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
 - (ウ) 仕事と生活の調和の実現に向けた取組
 - カ 一般労働条件の確保・改善対策
 - (ア) 経済情勢の悪化を踏まえた一般労働条件の確保・改善対策
 - (イ) 多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化
 - キ 労働者の安全と健康確保対策
 - (ア) 労働災害多発分野における対策
 - (イ) 石綿による健康障害予防対策
 - (ウ) 職業性疾病等の予防対策・健康づくり対策
 - (エ) メンタルヘルス対策

- (オ) 「危険性又は有害性等の調査等」の実施等自主的な安全衛生活動の推進
- ク 特定の労働分野における労働条件確保対策
 - (ア) 介護労働者
 - (イ) 技能実習生等外国人労働者
 - (ウ) 自動車運転者
 - (エ) 医療機関の労働者
 - (オ) 障害者
- ケ 事業所管の行政機関等への働きかけ等による効果的な対策の推進
 - (ア) 下請取引の適正化による労働条件の確保・改善
 - (イ) 事業所管の行政機関等に対する要請等
- コ 最低賃金制度の適正な運営
- サ 「労災かくし」の排除に係る対策
- シ 改正労働基準法の周知
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
 - ア 監督指導業務の運営状況
 - (ア) 監督指導の実施状況
 - ① 年間及び月間の計画に基づいた監督指導の実施状況
 - ② 実効ある監督指導の実施状況
 - (イ) 司法処理の実施状況
 - イ 安全衛生業務の運営状況
 - ウ 各級管理者による進行管理の状況
- (7) 地方監察制度の運営状況
 - ア 監察の実施状況
 - イ 監察結果に基づく措置の状況
 - ウ 改善指導の状況
- (8) 厳しい定員事情下における事務簡素・合理化等への取組状況
- (9) 新任労働基準監督官の研修等の実施状況

3 監察の実施時期、対象局署及び担当監察官

[実施時期]	[対象]	[担当監察官]
6月 17日	太田署	小島中央労働基準監察監督官
6月 18日	群馬局	小島中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

神奈川労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 21 年度の中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

現下の厳しい経済・雇用情勢を反映して、解雇・雇止め、賃金不払等の労働条件に関する問題や、安全衛生管理水準の低下による安全衛生確保上の問題が多く生じることが懸念されており、また、雇用・就業形態が多様化している状況に加え、行政内部においても定員事情など行政を取り巻く情勢が厳しさを増している状況を念頭に置き、平成 21 年度の監察については、次の視点から実施することを基本とする。

(1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）

とも、厳しい経済・雇用情勢下における法定労働条件の履行確保及び労働契約法等に基づいた適切な労務管理に向けた指導、非正規労働者の雇用・就業形態に応じた労働条件の確保、労働者の安全と健康確保対策の推進、最低賃金制度の適正な運営等を重点対策とする地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の情勢に的確に対応した重点課題を定め、適切な行政手法により、重点指向に徹し、PDCAサイクルを念頭に置いた効果的かつ効率的な業務運営を行っているか。

(2) 労働基準部長の指揮の下、労働基準部内各課室がそれぞれの果たすべき役割を踏まえて積極的な行政運営を行っているか、また、監督課が局内他部室及び労働基準部内各課室との連絡調整・指示等を行うことにより労働基準部の所掌事務に関する総合調整機能を果たしているか。

(3) 労働基準部幹部は、各署における年間監督指導計画や年間安全衛生業務計画の実施状況等業務運営の状況を地方監察等を通じて的確に把握し、適切な指導を行っているか。

また、署の各級管理者は、具体的かつ適切な進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

(4) 労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限について、適正かつ斉

一的に行使されているか。

- (5) 監督指導業務の運営に当たり、臨検監督業務量の最大限の確保を図りつつ、監督件数のみに偏重することのない実効ある監督指導を実施しているか。
- (6) 過去の中央監察において指摘された事項等を業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。
- (7) 上記(1)から(6)の事項が適切に行われていない場合、その原因を究明した上でその対応策を検討し、適切な措置を講じているか。
- (8) 局署の業務運営に関して、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成 21 年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

- (1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況
- (2) 業務運営の重点化を踏まえた各局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況
- (3) 総合的な労働行政を展開するという視点を踏まえた労働基準行政の業務運営状況
- (4) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況
- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するものの推進状況
 - ア 厳しい経済・雇用情勢下における法定労働条件の履行確保及び労働契約法等に基づいた適切な労務管理に向けた指導
 - イ 申告・相談に対する的確な対応
 - ウ 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
 - エ 非正規労働者の雇用・就業形態に応じた労働条件確保対策
 - (ア) 派遣労働者
 - (イ) 有期契約労働者
 - (ウ) 短時間労働者
 - オ 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止等
 - (ア) 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止対策
 - (イ) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
 - (ウ) 仕事と生活の調和の実現に向けた取組
 - カ 一般労働条件の確保・改善対策
 - (ア) 経済情勢の悪化を踏まえた一般労働条件の確保・改善対策
 - (イ) 多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化
 - キ 労働者の安全と健康確保対策
 - (ア) 労働災害多発分野における対策
 - (イ) 石綿による健康障害予防対策
 - (ウ) 職業性疾病等の予防対策・健康づくり対策
 - (エ) メンタルヘルス対策

- (ホ)「危険性又は有害性等の調査等」の実施等自主的な安全衛生活動の推進
- ク 特定の労働分野における労働条件確保対策
 - (ア) 介護労働者
 - (イ) 技能実習生等外国人労働者
 - (ウ) 自動車運転者
 - (エ) 医療機関の労働者
 - (オ) 障害者
- ケ 事業所管の行政機関等への働きかけ等による効果的な対策の推進
 - (ア) 下請取引の適正化による労働条件の確保・改善
 - (イ) 事業所管の行政機関等に対する要請等
- コ 最低賃金制度の適正な運営
- サ 「労災かくし」の排除に係る対策
- シ 改正労働基準法の周知
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
 - ア 監督指導業務の運営状況
 - (ア) 監督指導の実施状況
 - ① 年間及び月間の計画に基づいた監督指導の実施状況
 - ② 実効ある監督指導の実施状況
 - (イ) 司法処理の実施状況
 - イ 安全衛生業務の運営状況
 - ウ 各級管理者による進行管理の状況
- (7) 地方監察制度の運営状況
 - ア 監察の実施状況
 - イ 監察結果に基づく措置の状況
 - ウ 改善指導の状況
- (8) 厳しい定員事情下における事務簡素・合理化等への取組状況
- (9) 新任労働基準監督官の研修等の実施状況

3 監察の実施時期、対象局署及び担当監察官

[実施時期]	[対象]	[担当監察官]
7月 9日	川崎南署	河合主任中央労働基準監察監督官
7月 9日	横浜南署	引地副主任中央労働基準監察監督官
7月 9日	藤沢署	小島中央労働基準監察監督官
7月 10日	神奈川局	河合主任中央労働基準監察監督官
		引地副主任中央労働基準監察監督官
		小島中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

平成 21 年 4 月 24 日

石川労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 21 年度の中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

現下の厳しい経済・雇用情勢を反映して、解雇・雇止め、賃金不払等の労働条件に関する問題や、安全衛生管理水準の低下による安全衛生確保上の問題が多く生じることが懸念されており、また、雇用・就業形態が多様化している状況に加え、行政内部においても定員事情など行政を取り巻く情勢が厳しさを増している状況を念頭に置き、平成 21 年度の監察については、次の視点から実施することを基本とする。

(1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）

とも、厳しい経済・雇用情勢下における法定労働条件の履行確保及び労働契約法等に基づいた適切な労務管理に向けた指導、非正規労働者の雇用・就業形態に応じた労働条件の確保、労働者の安全と健康確保対策の推進、最低賃金制度の適正な運営等を重点対策とする地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の情勢に的確に対応した重点課題を定め、適切な行政手法により、重点指向に徹し、PDCAサイクルを念頭に置いた効果的かつ効率的な業務運営を行っているか。

(2) 労働基準部長の指揮の下、労働基準部内各課室がそれぞれの果たすべき役割を踏まえて積極的な行政運営を行っているか、また、監督課が局内他部室及び労働基準部内各課室との連絡調整・指示等を行うことにより労働基準部の所掌事務に関する総合調整機能を果たしているか。

(3) 労働基準部幹部は、各署における年間監督指導計画や年間安全衛生業務計画の実施状況等業務運営の状況を地方監察等を通じて的確に把握し、適切な指導を行っているか。

また、署の各級管理者は、具体的かつ適切な進捗管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

(4) 労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限について、適正かつ齊

一的に行使されているか。

- (5) 監督指導業務の運営に当たり、臨検監督業務量の最大限の確保を図りつつ、監督件数のみに偏重することのない実効ある監督指導を実施しているか。
- (6) 過去の中央監察において指摘された事項等を業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。
- (7) 上記(1)から(6)の事項が適切に行われていない場合、その原因を究明した上でその対応策を検討し、適切な措置を講じているか。
- (8) 局署の業務運営に関して、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成 21 年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

- (1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況
- (2) 業務運営の重点化を踏まえた各局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況
- (3) 総合的な労働行政を展開するという視点を踏まえた労働基準行政の業務運営状況
- (4) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況
- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するものの推進状況
 - ア 厳しい経済・雇用情勢下における法定労働条件の履行確保及び労働契約法等に基づいた適切な労務管理に向けた指導
 - イ 申告・相談に対する的確な対応
 - ウ 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
 - エ 非正規労働者の雇用・就業形態に応じた労働条件確保対策
 - (ア) 派遣労働者
 - (イ) 有期契約労働者
 - (ウ) 短時間労働者
 - オ 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止等
 - (ア) 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止対策
 - (イ) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
 - (ウ) 仕事と生活の調和の実現に向けた取組
 - カ 一般労働条件の確保・改善対策
 - (ア) 経済情勢の悪化を踏まえた一般労働条件の確保・改善対策
 - (イ) 多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化
 - キ 労働者の安全と健康確保対策
 - (ア) 労働災害多発分野における対策
 - (イ) 石綿による健康障害予防対策
 - (ウ) 職業性疾病等の予防対策・健康づくり対策
 - (エ) メンタルヘルス対策

- (ホ)「危険性又は有害性等の調査等」の実施等自主的な安全衛生活動の推進
- ク 特定の労働分野における労働条件確保対策
 - (ア) 介護労働者
 - (イ) 技能実習生等外国人労働者
 - (ウ) 自動車運転者
 - (エ) 医療機関の労働者
 - (オ) 障害者
- ケ 事業所管の行政機関等への働きかけ等による効果的な対策の推進
 - (ア) 下請取引の適正化による労働条件の確保・改善
 - (イ) 事業所管の行政機関等に対する要請等
- コ 最低賃金制度の適正な運営
- サ 「労災かくし」の排除に係る対策
- シ 改正労働基準法の周知
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
 - ア 監督指導業務の運営状況
 - (ア) 監督指導の実施状況
 - ① 年間及び月間の計画に基づいた監督指導の実施状況
 - ② 実効ある監督指導の実施状況
 - (イ) 司法処理の実施状況
 - イ 安全衛生業務の運営状況
 - ウ 各級管理者による進行管理の状況
- (7) 地方監察制度の運営状況
 - ア 監察の実施状況
 - イ 監察結果に基づく措置の状況
 - ウ 改善指導の状況
- (8) 厳しい定員事情下における事務簡素・合理化等への取組状況
- (9) 新任労働基準監督官の研修等の実施状況

3 監察の実施時期、対象局署及び担当監察官

[実施時期]	[対象]	[担当監察官]
5月26日	小松署	西岡中央労働基準監察監督官
5月27日	石川局	西岡中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

静岡労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 21 年度の中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

現下の厳しい経済・雇用情勢を反映して、解雇・雇止め、賃金不払等の労働条件に関する問題や、安全衛生管理水準の低下による安全衛生確保上の問題が多く生じることが懸念されており、また、雇用・就業形態が多様化している状況に加え、行政内部においても定員事情など行政を取り巻く情勢が厳しさを増している状況を念頭に置き、平成 21 年度の監察については、次の視点から実施することを基本とする。

- (1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）とも、厳しい経済・雇用情勢下における法定労働条件の履行確保及び労働契約法等に基づいた適切な労務管理に向けた指導、非正規労働者の雇用・就業形態に応じた労働条件の確保、労働者の安全と健康確保対策の推進、最低賃金制度の適正な運営等を重点対策とする地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の情勢に的確に対応した重点課題を定め、適切な行政手法により、重点指向に徹し、PDCAサイクルを念頭に置いた効果的かつ効率的な業務運営を行っているか。
- (2) 労働基準部長の指揮の下、労働基準部内各課室がそれぞれの果たすべき役割を踏まえて積極的な行政運営を行っているか、また、監督課が局内他部室及び労働基準部内各課室との連絡調整・指示等を行うことにより労働基準部の所掌事務に関する総合調整機能を果たしているか。
- (3) 労働基準部幹部は、各署における年間監督指導計画や年間安全衛生業務計画の実施状況等業務運営の状況を地方監察等を通じて的確に把握し、適切な指導を行っているか。

また、署の各級管理者は、具体的かつ適切な進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

- (4) 労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限について、適正かつ斉一的に行使されているか。
- (5) 監督指導業務の運営に当たり、臨検監督業務量の最大限の確保を図りつつ、監督件数のみに偏重することのない実効ある監督指導を実施しているか。
- (6) 過去の中央監察において指摘された事項等を業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。
- (7) 上記(1)から(6)の事項が適切に行われていない場合、その原因を究明した上でその対応策を検討し、適切な措置を講じているか。
- (8) 局署の業務運営に関して、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成 21 年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

- (1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況
- (2) 業務運営の重点化を踏まえた各局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況
- (3) 総合的な労働行政を展開するという視点を踏まえた労働基準行政の業務運営状況
- (4) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況
- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するものの推進状況
 - ア 厳しい経済・雇用情勢下における法定労働条件の履行確保及び労働契約法等に基づいた適切な労務管理に向けた指導
 - イ 申告・相談に対する的確な対応
 - ウ 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
 - エ 非正規労働者の雇用・就業形態に応じた労働条件確保対策
 - (ア) 派遣労働者
 - (イ) 有期契約労働者
 - (ウ) 短時間労働者
 - オ 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止等
 - (ア) 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止対策
 - (イ) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
 - (ウ) 仕事と生活の調和の実現に向けた取組
 - カ 一般労働条件の確保・改善対策
 - (ア) 経済情勢の悪化を踏まえた一般労働条件の確保・改善対策
 - (イ) 多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化
 - キ 労働者の安全と健康確保対策
 - (ア) 労働災害多発分野における対策
 - (イ) 石綿による健康障害予防対策
 - (ウ) 職業性疾病等の予防対策・健康づくり対策

- (エ) メンタルヘルス対策
- (オ) 「危険性又は有害性等の調査等」の実施等自主的な安全衛生活動の推進
- ク 特定の労働分野における労働条件確保対策
 - (ア) 介護労働者
 - (イ) 技能実習生等外国人労働者
 - (ウ) 自動車運転者
 - (エ) 医療機関の労働者
 - (オ) 障害者
- ケ 事業所管の行政機関等への働きかけ等による効果的な対策の推進
 - (ア) 下請取引の適正化による労働条件の確保・改善
 - (イ) 事業所管の行政機関等に対する要請等
- コ 最低賃金制度の適正な運営
- サ 「労災かくし」の排除に係る対策
- シ 改正労働基準法の周知
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
 - ア 監督指導業務の運営状況
 - (ア) 監督指導の実施状況
 - ① 年間及び月間の計画に基づいた監督指導の実施状況
 - ② 実効ある監督指導の実施状況
 - (イ) 司法処理の実施状況
 - イ 安全衛生業務の運営状況
 - ウ 各級管理者による進行管理の状況
- (7) 地方監察制度の運営状況
 - ア 監察の実施状況
 - イ 監察結果に基づく措置の状況
 - ウ 改善指導の状況
- (8) 厳しい定員事情下における事務簡素・合理化等への取組状況
- (9) 新任労働基準監督官の研修等の実施状況

3 監察の実施時期、対象局署及び担当監察官

[実施時期]	[対象]	[担当監察官]
6月 16日	磐田署	引地副主任中央労働基準監察監督官
6月 16日	浜松署	西岡中央労働基準監察監督官
6月 17日	静岡局	引地副主任中央労働基準監察監督官 相浦副主任中央労働基準監察監督官 西岡中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

愛知労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 21 年度の中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

現下の厳しい経済・雇用情勢を反映して、解雇・雇止め、賃金不払等の労働条件に関する問題や、安全衛生管理水準の低下による安全衛生確保上の問題が多く生じることが懸念されており、また、雇用・就業形態が多様化している状況に加え、行政内部においても定員事情など行政を取り巻く情勢が厳しさを増している状況を念頭に置き、平成 21 年度の監察については、次の視点から実施することを基本とする。

- (1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）とも、厳しい経済・雇用情勢下における法定労働条件の履行確保及び労働契約法等に基づいた適切な労務管理に向けた指導、非正規労働者の雇用・就業形態に応じた労働条件の確保、労働者の安全と健康確保対策の推進、最低賃金制度の適正な運営等を重点対策とする地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の情勢に的確に対応した重点課題を定め、適切な行政手法により、重点指向に徹し、PDCAサイクルを念頭に置いた効果的かつ効率的な業務運営を行っているか。
- (2) 労働基準部長の指揮の下、労働基準部内各課室がそれぞれの果たすべき役割を踏まえて積極的な行政運営を行っているか、また、監督課が局内他部室及び労働基準部内各課室との連絡調整・指示等を行うことにより労働基準部の所掌事務に関する総合調整機能を果たしているか。
- (3) 労働基準部幹部は、各署における年間監督指導計画や年間安全衛生業務計画の実施状況等業務運営の状況を地方監察等を通じて的確に把握し、適切な指導を行っているか。
また、署の各級管理者は、具体的かつ適切な進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。
- (4) 労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限について、適正かつ齊

一的に行使されているか。

- (5) 監督指導業務の運営に当たり、臨検監督業務量の最大限の確保を図りつつ、監督件数のみに偏重することのない実効ある監督指導を実施しているか。
- (6) 過去の中央監察において指摘された事項等を業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。
- (7) 上記(1)から(6)の事項が適切に行われていない場合、その原因を究明した上でその対応策を検討し、適切な措置を講じているか。
- (8) 局署の業務運営に関して、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成 21 年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

- (1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況
- (2) 業務運営の重点化を踏まえた各局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況
- (3) 総合的な労働行政を展開するという視点を踏まえた労働基準行政の業務運営状況
- (4) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況
- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するものの推進状況
 - ア 厳しい経済・雇用情勢下における法定労働条件の履行確保及び労働契約法等に基づいた適切な労務管理に向けた指導
 - イ 申告・相談に対する的確な対応
 - ウ 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
 - エ 非正規労働者の雇用・就業形態に応じた労働条件確保対策
 - (ア) 派遣労働者
 - (イ) 有期契約労働者
 - (ウ) 短時間労働者
 - オ 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止等
 - (ア) 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止対策
 - (イ) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
 - (ウ) 仕事と生活の調和の実現に向けた取組
 - カ 一般労働条件の確保・改善対策
 - (ア) 経済情勢の悪化を踏まえた一般労働条件の確保・改善対策
 - (イ) 多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化
 - キ 労働者の安全と健康確保対策
 - (ア) 労働災害多発分野における対策
 - (イ) 石綿による健康障害予防対策
 - (ウ) 職業性疾病等の予防対策・健康づくり対策
 - (エ) メンタルヘルス対策

- (オ) 「危険性又は有害性等の調査等」の実施等自主的な安全衛生活動の推進
- ク 特定の労働分野における労働条件確保対策
 - (ア) 介護労働者
 - (イ) 技能実習生等外国人労働者
 - (ウ) 自動車運転者
 - (エ) 医療機関の労働者
 - (オ) 障害者
- ケ 事業所管の行政機関等への働きかけ等による効果的な対策の推進
 - (ア) 下請取引の適正化による労働条件の確保・改善
 - (イ) 事業所管の行政機関等に対する要請等
- コ 最低賃金制度の適正な運営
- サ 「労災かくし」の排除に係る対策
- シ 改正労働基準法の周知
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
 - ア 監督指導業務の運営状況
 - (ア) 監督指導の実施状況
 - ① 年間及び月間の計画に基づいた監督指導の実施状況
 - ② 実効ある監督指導の実施状況
 - (イ) 司法処理の実施状況
 - イ 安全衛生業務の運営状況
 - ウ 各級管理者による進行管理の状況
- (7) 地方監察制度の運営状況
 - ア 監察の実施状況
 - イ 監察結果に基づく措置の状況
 - ウ 改善指導の状況
- (8) 厳しい定員事情下における事務簡素・合理化等への取組状況
- (9) 新任労働基準監督官の研修等の実施状況

3 監察の実施時期、対象局署及び担当監察官

[実施時期]	[対象]	[担当監察官]
7月16日	名古屋北署	河合主任中央労働基準監察監督官 鈴木中央労働基準監察監督官
7月16日	豊橋署	西岡中央労働基準監察監督官
7月17日	愛知局	河合主任中央労働基準監察監督官 西岡中央労働基準監察監督官 鈴木中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

三重労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 21 年度の中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

現下の厳しい経済・雇用情勢を反映して、解雇・雇止め、賃金不払等の労働条件に関する問題や、安全衛生管理水準の低下による安全衛生確保上の問題が多く生じることが懸念されており、また、雇用・就業形態が多様化している状況に加え、行政内部においても定員事情など行政を取り巻く情勢が厳しさを増している状況を念頭に置き、平成 21 年度の監察については、次の視点から実施することを基本とする。

- (1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）とも、厳しい経済・雇用情勢下における法定労働条件の履行確保及び労働契約法等に基づいた適切な労務管理に向けた指導、非正規労働者の雇用・就業形態に応じた労働条件の確保、労働者の安全と健康確保対策の推進、最低賃金制度の適正な運営等を重点対策とする地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の情勢に的確に対応した重点課題を定め、適切な行政手法により、重点指向に徹し、PDCAサイクルを念頭に置いた効果的かつ効率的な業務運営を行っているか。
- (2) 労働基準部長の指揮の下、労働基準部内各課室がそれぞれの果たすべき役割を踏まえて積極的な行政運営を行っているか、また、監督課が局内他部室及び労働基準部内各課室との連絡調整・指示等を行うことにより労働基準部の所掌事務に関する総合調整機能を果たしているか。
- (3) 労働基準部幹部は、各署における年間監督指導計画や年間安全衛生業務計画の実施状況等業務運営の状況を地方監察等を通じて的確に把握し、適切な指導を行っているか。

また、署の各級管理者は、具体的かつ適切な進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

- (4) 労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限について、適正かつ斉一的に行使されているか。
- (5) 監督指導業務の運営に当たり、臨検監督業務量の最大限の確保を図りつつ、監督件数のみに偏重することのない実効ある監督指導を実施しているか。
- (6) 過去の中央監察において指摘された事項等を業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。
- (7) 上記(1)から(6)の事項が適切に行われていない場合、その原因を究明した上でその対応策を検討し、適切な措置を講じているか。
- (8) 局署の業務運営に関して、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成 21 年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

- (1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況
- (2) 業務運営の重点化を踏まえた各局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況
- (3) 総合的な労働行政を展開するという視点を踏まえた労働基準行政の業務運営状況
- (4) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況
- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するものの推進状況
 - ア 厳しい経済・雇用情勢下における法定労働条件の履行確保及び労働契約法等に基づいた適切な労務管理に向けた指導
 - イ 申告・相談に対する的確な対応
 - ウ 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
 - エ 非正規労働者の雇用・就業形態に応じた労働条件確保対策
 - (ア) 派遣労働者
 - (イ) 有期契約労働者
 - (ウ) 短時間労働者
 - オ 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止等
 - (ア) 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止対策
 - (イ) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
 - (ウ) 仕事と生活の調和の実現に向けた取組
 - カ 一般労働条件の確保・改善対策
 - (ア) 経済情勢の悪化を踏まえた一般労働条件の確保・改善対策
 - (イ) 多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化
 - キ 労働者の安全と健康確保対策
 - (ア) 労働災害多発分野における対策
 - (イ) 石綿による健康障害予防対策
 - (ウ) 職業性疾病等の予防対策・健康づくり対策

- (エ) メンタルヘルス対策
- (オ) 「危険性又は有害性等の調査等」の実施等自主的な安全衛生活動の推進
- ク 特定の労働分野における労働条件確保対策
 - (ア) 介護労働者
 - (イ) 技能実習生等外国人労働者
 - (ウ) 自動車運転者
 - (エ) 医療機関の労働者
 - (オ) 障害者
- ケ 事業所管の行政機関等への働きかけ等による効果的な対策の推進
 - (ア) 下請取引の適正化による労働条件の確保・改善
 - (イ) 事業所管の行政機関等に対する要請等
- コ 最低賃金制度の適正な運営
- サ 「労災かくし」の排除に係る対策
- シ 改正労働基準法の周知
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
 - ア 監督指導業務の運営状況
 - (ア) 監督指導の実施状況
 - ① 年間及び月間の計画に基づいた監督指導の実施状況
 - ② 実効ある監督指導の実施状況
 - (イ) 司法処理の実施状況
 - イ 安全衛生業務の運営状況
 - ウ 各級管理者による進行管理の状況
- (7) 地方監察制度の運営状況
 - ア 監察の実施状況
 - イ 監察結果に基づく措置の状況
 - ウ 改善指導の状況
- (8) 厳しい定員事情下における事務簡素・合理化等への取組状況
- (9) 新任労働基準監督官の研修等の実施状況

3 監察の実施時期、対象局署及び担当監察官

[実施時期]	[対象]	[担当監察官]
6月18日	津署	河合主任中央労働基準監察監督官
6月19日	三重局	河合主任中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

平成 21 年 4 月 24 日

京都労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 21 年度の中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

現下の厳しい経済・雇用情勢を反映して、解雇・雇止め、賃金不払等の労働条件に関する問題や、安全衛生管理水準の低下による安全衛生確保上の問題が多く生じることが懸念されており、また、雇用・就業形態が多様化している状況に加え、行政内部においても定員事情など行政を取り巻く情勢が厳しさを増している状況を念頭に置き、平成 21 年度の監察については、次の視点から実施することを基本とする。

(1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）

とも、厳しい経済・雇用情勢下における法定労働条件の履行確保及び労働契約法等に基づいた適切な労務管理に向けた指導、非正規労働者の雇用・就業形態に応じた労働条件の確保、労働者の安全と健康確保対策の推進、最低賃金制度の適正な運営等を重点対策とする地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の情勢に的確に対応した重点課題を定め、適切な行政手法により、重点指向に徹し、PDCAサイクルを念頭に置いた効果的かつ効率的な業務運営を行っているか。

(2) 労働基準部長の指揮の下、労働基準部内各課室がそれぞれの果たすべき役割を踏まえて積極的な行政運営を行っているか、また、監督課が局内他部室及び労働基準部内各課室との連絡調整・指示等を行うことにより労働基準部の所掌事務に関する総合調整機能を果たしているか。

(3) 労働基準部幹部は、各署における年間監督指導計画や年間安全衛生業務計画の実施状況等業務運営の状況を地方監察等を通じて的確に把握し、適切な指導を行っているか。

また、署の各級管理者は、具体的かつ適切な進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

(4) 労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限について、適正かつ斉

一的に行使されているか。

- (5) 監督指導業務の運営に当たり、臨検監督業務量の最大限の確保を図りつつ、監督件数のみに偏重することのない実効ある監督指導を実施しているか。
- (6) 過去の中央監察において指摘された事項等を業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。
- (7) 上記(1)から(6)の事項が適切に行われていない場合、その原因を究明した上でその対応策を検討し、適切な措置を講じているか。
- (8) 局署の業務運営に関して、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成 21 年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

- (1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況
- (2) 業務運営の重点化を踏まえた各局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況
- (3) 総合的な労働行政を展開するという視点を踏まえた労働基準行政の業務運営状況
- (4) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況
- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するものの推進状況
 - ア 厳しい経済・雇用情勢下における法定労働条件の履行確保及び労働契約法等に基づいた適切な労務管理に向けた指導
 - イ 申告・相談に対する的確な対応
 - ウ 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
 - エ 非正規労働者の雇用・就業形態に応じた労働条件確保対策
 - (ア) 派遣労働者
 - (イ) 有期契約労働者
 - (ウ) 短時間労働者
 - オ 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止等
 - (ア) 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止対策
 - (イ) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
 - (ウ) 仕事と生活の調和の実現に向けた取組
 - カ 一般労働条件の確保・改善対策
 - (ア) 経済情勢の悪化を踏まえた一般労働条件の確保・改善対策
 - (イ) 多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化
 - キ 労働者の安全と健康確保対策
 - (ア) 労働災害多発分野における対策
 - (イ) 石綿による健康障害予防対策
 - (ウ) 職業性疾病等の予防対策・健康づくり対策
 - (エ) メンタルヘルス対策

- (ホ)「危険性又は有害性等の調査等」の実施等自主的な安全衛生活動の推進
- ク 特定の労働分野における労働条件確保対策
 - (ア) 介護労働者
 - (イ) 技能実習生等外国人労働者
 - (ウ) 自動車運転者
 - (エ) 医療機関の労働者
 - (オ) 障害者
- ケ 事業所管の行政機関等への働きかけ等による効果的な対策の推進
 - (ア) 下請取引の適正化による労働条件の確保・改善
 - (イ) 事業所管の行政機関等に対する要請等
- コ 最低賃金制度の適正な運営
- サ 「労災かくし」の排除に係る対策
- シ 改正労働基準法の周知
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
 - ア 監督指導業務の運営状況
 - (ア) 監督指導の実施状況
 - ① 年間及び月間の計画に基づいた監督指導の実施状況
 - ② 実効ある監督指導の実施状況
 - (イ) 司法処理の実施状況
 - イ 安全衛生業務の運営状況
 - ウ 各級管理者による進行管理の状況
- (7) 地方監察制度の運営状況
 - ア 監察の実施状況
 - イ 監察結果に基づく措置の状況
 - ウ 改善指導の状況
- (8) 厳しい定員事情下における事務簡素・合理化等への取組状況
- (9) 新任労働基準監督官の研修等の実施状況

3 監察の実施時期、対象局署及び担当監察官

[実施時期]	[対象]	[担当監察官]
7月15日	京都上署	倉持中央労働基準監察監督官
7月16日	京都局	倉持中央労働基準監察監督官 丹羽中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

岡山労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 21 年度の中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

現下の厳しい経済・雇用情勢を反映して、解雇・雇止め、賃金不払等の労働条件に関する問題や、安全衛生管理水準の低下による安全衛生確保上の問題が多く生じることが懸念されており、また、雇用・就業形態が多様化している状況に加え、行政内部においても定員事情など行政を取り巻く情勢が厳しさを増している状況を念頭に置き、平成 21 年度の監察については、次の視点から実施することを基本とする。

- (1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）とも、厳しい経済・雇用情勢下における法定労働条件の履行確保及び労働契約法等に基づいた適切な労務管理に向けた指導、非正規労働者の雇用・就業形態に応じた労働条件の確保、労働者の安全と健康確保対策の推進、最低賃金制度の適正な運営等を重点対策とする地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の情勢に的確に対応した重点課題を定め、適切な行政手法により、重点指向に徹し、PDCAサイクルを念頭に置いた効果的かつ効率的な業務運営を行っているか。
- (2) 労働基準部長の指揮の下、労働基準部内各課室がそれぞれの果たすべき役割を踏まえて積極的な行政運営を行っているか、また、監督課が局内他部室及び労働基準部内各課室との連絡調整・指示等を行うことにより労働基準部の所掌事務に関する総合調整機能を果たしているか。
- (3) 労働基準部幹部は、各署における年間監督指導計画や年間安全衛生業務計画の実施状況等業務運営の状況を地方監察等を通じて的確に把握し、適切な指導を行っているか。
また、署の各級管理者は、具体的かつ適切な進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。
- (4) 労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限について、適正かつ齊

一的に行使されているか。

- (5) 監督指導業務の運営に当たり、臨検監督業務量の最大限の確保を図りつつ、監督件数のみに偏重することのない実効ある監督指導を実施しているか。
- (6) 過去の中央監察において指摘された事項等を業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。
- (7) 上記(1)から(6)の事項が適切に行われていない場合、その原因を究明した上でその対応策を検討し、適切な措置を講じているか。
- (8) 局署の業務運営に関して、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成 21 年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

- (1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況
- (2) 業務運営の重点化を踏まえた各局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況
- (3) 総合的な労働行政を展開するという視点を踏まえた労働基準行政の業務運営状況
- (4) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況
- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するものの推進状況
 - ア 厳しい経済・雇用情勢下における法定労働条件の履行確保及び労働契約法等に基づいた適切な労務管理に向けた指導
 - イ 申告・相談に対する的確な対応
 - ウ 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
 - エ 非正規労働者の雇用・就業形態に応じた労働条件確保対策
 - (ア) 派遣労働者
 - (イ) 有期契約労働者
 - (ウ) 短時間労働者
 - オ 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止等
 - (ア) 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止対策
 - (イ) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
 - (ウ) 仕事と生活の調和の実現に向けた取組
 - カ 一般労働条件の確保・改善対策
 - (ア) 経済情勢の悪化を踏まえた一般労働条件の確保・改善対策
 - (イ) 多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化
 - キ 労働者の安全と健康確保対策
 - (ア) 労働災害多発分野における対策
 - (イ) 石綿による健康障害予防対策
 - (ウ) 職業性疾病等の予防対策・健康づくり対策
 - (エ) メンタルヘルス対策

- (オ) 「危険性又は有害性等の調査等」の実施等自主的な安全衛生活動の推進
- ク 特定の労働分野における労働条件確保対策
 - (ア) 介護労働者
 - (イ) 技能実習生等外国人労働者
 - (ウ) 自動車運転者
 - (エ) 医療機関の労働者
 - (オ) 障害者
- ケ 事業所管の行政機関等への働きかけ等による効果的な対策の推進
 - (ア) 下請取引の適正化による労働条件の確保・改善
 - (イ) 事業所管の行政機関等に対する要請等
- コ 最低賃金制度の適正な運営
- サ 「労災かくし」の排除に係る対策
- シ 改正労働基準法の周知
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
 - ア 監督指導業務の運営状況
 - (ア) 監督指導の実施状況
 - ① 年間及び月間の計画に基づいた監督指導の実施状況
 - ② 実効ある監督指導の実施状況
 - (イ) 司法処理の実施状況
 - イ 安全衛生業務の運営状況
 - ウ 各級管理者による進行管理の状況
- (7) 地方監察制度の運営状況
 - ア 監察の実施状況
 - イ 監察結果に基づく措置の状況
 - ウ 改善指導の状況
- (8) 厳しい定員事情下における事務簡素・合理化等への取組状況
- (9) 新任労働基準監督官の研修等の実施状況

3 監察の実施時期、対象局署及び担当監察官

[実施時期]	[対象]	[担当監察官]
6月25日	倉敷署	鈴木中央労働基準監察監督官 黒澤中央労働基準監察監督官
6月26日	岡山局	鈴木中央労働基準監察監督官 黒澤中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

広島労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 21 年度の中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

現下の厳しい経済・雇用情勢を反映して、解雇・雇止め、賃金不払等の労働条件に関する問題や、安全衛生管理水準の低下による安全衛生確保上の問題が多く生じることが懸念されており、また、雇用・就業形態が多様化している状況に加え、行政内部においても定員事情など行政を取り巻く情勢が厳しさを増している状況を念頭に置き、平成 21 年度の監察については、次の視点から実施することを基本とする。

- (1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）とも、厳しい経済・雇用情勢下における法定労働条件の履行確保及び労働契約法等に基づいた適切な労務管理に向けた指導、非正規労働者の雇用・就業形態に応じた労働条件の確保、労働者の安全と健康確保対策の推進、最低賃金制度の適正な運営等を重点対策とする地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の情勢に的確に対応した重点課題を定め、適切な行政手法により、重点指向に徹し、PDCAサイクルを念頭に置いた効果的かつ効率的な業務運営を行っているか。
- (2) 労働基準部長の指揮の下、労働基準部内各課室がそれぞれの果たすべき役割を踏まえて積極的な行政運営を行っているか、また、監督課が局内他部室及び労働基準部内各課室との連絡調整・指示等を行うことにより労働基準部の所掌事務に関する総合調整機能を果たしているか。
- (3) 労働基準部幹部は、各署における年間監督指導計画や年間安全衛生業務計画の実施状況等業務運営の状況を地方監察等を通じて的確に把握し、適切な指導を行っているか。
また、署の各級管理者は、具体的かつ適切な進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。
- (4) 労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限について、適正かつ斉

一的に行使されているか。

- (5) 監督指導業務の運営に当たり、臨検監督業務量の最大限の確保を図りつつ、監督件数のみに偏重することのない実効ある監督指導を実施しているか。
- (6) 過去の中央監察において指摘された事項等を業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。
- (7) 上記(1)から(6)の事項が適切に行われていない場合、その原因を究明した上でその対応策を検討し、適切な措置を講じているか。
- (8) 局署の業務運営に関して、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成 21 年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

- (1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況
- (2) 業務運営の重点化を踏まえた各局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況
- (3) 総合的な労働行政を展開するという視点を踏まえた労働基準行政の業務運営状況
- (4) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況
- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するものの推進状況
 - ア 厳しい経済・雇用情勢下における法定労働条件の履行確保及び労働契約法等に基づいた適切な労務管理に向けた指導
 - イ 申告・相談に対する的確な対応
 - ウ 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
 - エ 非正規労働者の雇用・就業形態に応じた労働条件確保対策
 - (ア) 派遣労働者
 - (イ) 有期契約労働者
 - (ウ) 短時間労働者
 - オ 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止等
 - (ア) 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止対策
 - (イ) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
 - (ウ) 仕事と生活の調和の実現に向けた取組
 - カ 一般労働条件の確保・改善対策
 - (ア) 経済情勢の悪化を踏まえた一般労働条件の確保・改善対策
 - (イ) 多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化
 - キ 労働者の安全と健康確保対策
 - (ア) 労働災害多発分野における対策
 - (イ) 石綿による健康障害予防対策
 - (ウ) 職業性疾病等の予防対策・健康づくり対策
 - (エ) メンタルヘルス対策

- (ホ) 「危険性又は有害性等の調査等」の実施等自主的な安全衛生活動の推進
- ク 特定の労働分野における労働条件確保対策
 - (ア) 介護労働者
 - (イ) 技能実習生等外国人労働者
 - (ウ) 自動車運転者
 - (エ) 医療機関の労働者
 - (オ) 障害者
- ケ 事業所管の行政機関等への働きかけ等による効果的な対策の推進
 - (ア) 下請取引の適正化による労働条件の確保・改善
 - (イ) 事業所管の行政機関等に対する要請等
- コ 最低賃金制度の適正な運営
- サ 「労災かくし」の排除に係る対策
- シ 改正労働基準法の周知
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
 - ア 監督指導業務の運営状況
 - (ア) 監督指導の実施状況
 - ① 年間及び月間の計画に基づいた監督指導の実施状況
 - ② 実効ある監督指導の実施状況
 - (イ) 司法処理の実施状況
 - イ 安全衛生業務の運営状況
 - ウ 各級管理者による進行管理の状況
- (7) 地方監察制度の運営状況
 - ア 監察の実施状況
 - イ 監察結果に基づく措置の状況
 - ウ 改善指導の状況
- (8) 厳しい定員事情下における事務簡素・合理化等への取組状況
- (9) 新任労働基準監督官の研修等の実施状況

3 監察の実施時期、対象局署及び担当監察官

[実施時期]	[対象]	[担当監察官]
6月9日	広島中央署	引地副主任中央労働基準監察監督官
6月9日	呉署	丹羽中央労働基準監察監督官
6月10日	広島局	引地副主任中央労働基準監察監督官 倉持中央労働基準監察監督官 丹羽中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

福岡労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 21 年度の中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

現下の厳しい経済・雇用情勢を反映して、解雇・雇止め、賃金不払等の労働条件に関する問題や、安全衛生管理水準の低下による安全衛生確保上の問題が多く生じることが懸念されており、また、雇用・就業形態が多様化している状況に加え、行政内部においても定員事情など行政を取り巻く情勢が厳しさを増している状況を念頭に置き、平成 21 年度の監察については、次の視点から実施することを基本とする。

(1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）

とも、厳しい経済・雇用情勢下における法定労働条件の履行確保及び労働契約法等に基づいた適切な労務管理に向けた指導、非正規労働者の雇用・就業形態に応じた労働条件の確保、労働者の安全と健康確保対策の推進、最低賃金制度の適正な運営等を重点対策とする地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の情勢に的確に対応した重点課題を定め、適切な行政手法により、重点指向に徹し、PDCAサイクルを念頭に置いた効果的かつ効率的な業務運営を行っているか。

(2) 労働基準部長の指揮の下、労働基準部内各課室がそれぞれの果たすべき役割を踏まえて積極的な行政運営を行っているか、また、監督課が局内他部室及び労働基準部内各課室との連絡調整・指示等を行うことにより労働基準部の所掌事務に関する総合調整機能を果たしているか。

(3) 労働基準部幹部は、各署における年間監督指導計画や年間安全衛生業務計画の実施状況等業務運営の状況を地方監察等を通じて的確に把握し、適切な指導を行っているか。

また、署の各級管理者は、具体的かつ適切な進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

(4) 労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限について、適正かつ斉

一的に行使されているか。

- (5) 監督指導業務の運営に当たり、臨検監督業務量の最大限の確保を図りつつ、監督件数のみに偏重することのない実効ある監督指導を実施しているか。
- (6) 過去の中央監察において指摘された事項等を業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。
- (7) 上記(1)から(6)の事項が適切に行われていない場合、その原因を究明した上でその対応策を検討し、適切な措置を講じているか。
- (8) 局署の業務運営に関して、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成 21 年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

- (1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況
- (2) 業務運営の重点化を踏まえた各局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況
- (3) 総合的な労働行政を展開するという視点を踏まえた労働基準行政の業務運営状況
- (4) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況
- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するものの推進状況
 - ア 厳しい経済・雇用情勢下における法定労働条件の履行確保及び労働契約法等に基づいた適切な労務管理に向けた指導
 - イ 申告・相談に対する的確な対応
 - ウ 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
 - エ 非正規労働者の雇用・就業形態に応じた労働条件確保対策
 - (ア) 派遣労働者
 - (イ) 有期契約労働者
 - (ウ) 短時間労働者
 - オ 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止等
 - (ア) 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止対策
 - (イ) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
 - (ウ) 仕事と生活の調和の実現に向けた取組
 - カ 一般労働条件の確保・改善対策
 - (ア) 経済情勢の悪化を踏まえた一般労働条件の確保・改善対策
 - (イ) 多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化
 - キ 労働者の安全と健康確保対策
 - (ア) 労働災害多発分野における対策
 - (イ) 石綿による健康障害予防対策
 - (ウ) 職業性疾病等の予防対策・健康づくり対策
 - (エ) メンタルヘルス対策

- (ホ) 「危険性又は有害性等の調査等」の実施等自主的な安全衛生活動の推進
- ク 特定の労働分野における労働条件確保対策
 - (ア) 介護労働者
 - (イ) 技能実習生等外国人労働者
 - (ウ) 自動車運転者
 - (エ) 医療機関の労働者
 - (オ) 障害者
- ケ 事業所管の行政機関等への働きかけ等による効果的な対策の推進
 - (ア) 下請取引の適正化による労働条件の確保・改善
 - (イ) 事業所管の行政機関等に対する要請等
- コ 最低賃金制度の適正な運営
- サ 「労災かくし」の排除に係る対策
- シ 改正労働基準法の周知
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
 - ア 監督指導業務の運営状況
 - (ア) 監督指導の実施状況
 - ① 年間及び月間の計画に基づいた監督指導の実施状況
 - ② 実効ある監督指導の実施状況
 - (イ) 司法処理の実施状況
 - イ 安全衛生業務の運営状況
 - ウ 各級管理者による進行管理の状況
- (7) 地方監察制度の運営状況
 - ア 監察の実施状況
 - イ 監察結果に基づく措置の状況
 - ウ 改善指導の状況
- (8) 厳しい定員事情下における事務簡素・合理化等への取組状況
- (9) 新任労働基準監督官の研修等の実施状況

3 監察の実施時期、対象局署及び担当監察官

[実施時期]	[対象]	[担当監察官]
6月 2日	福岡中央署	河合主任中央労働基準監察監督官
6月 2日	北九州東署	小島中央労働基準監察監督官
6月 3日	福岡局	河合主任中央労働基準監察監督官 小島中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

長崎労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 21 年度の中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

現下の厳しい経済・雇用情勢を反映して、解雇・雇止め、賃金不払等の労働条件に関する問題や、安全衛生管理水準の低下による安全衛生確保上の問題が多く生じることが懸念されており、また、雇用・就業形態が多様化している状況に加え、行政内部においても定員事情など行政を取り巻く情勢が厳しさを増している状況を念頭に置き、平成 21 年度の監察については、次の視点から実施することを基本とする。

(1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）

とも、厳しい経済・雇用情勢下における法定労働条件の履行確保及び労働契約法等に基づいた適切な労務管理に向けた指導、非正規労働者の雇用・就業形態に応じた労働条件の確保、労働者の安全と健康確保対策の推進、最低賃金制度の適正な運営等を重点対策とする地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の情勢に的確に対応した重点課題を定め、適切な行政手法により、重点指向に徹し、PDCAサイクルを念頭に置いた効果的かつ効率的な業務運営を行っているか。

(2) 労働基準部長の指揮の下、労働基準部内各課室がそれぞれの果たすべき役割を踏まえて積極的な行政運営を行っているか、また、監督課が局内他部室及び労働基準部内各課室との連絡調整・指示等を行うことにより労働基準部の所掌事務に関する総合調整機能を果たしているか。

(3) 労働基準部幹部は、各署における年間監督指導計画や年間安全衛生業務計画の実施状況等業務運営の状況を地方監察等を通じて的確に把握し、適切な指導を行っているか。

また、署の各級管理者は、具体的かつ適切な進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

(4) 労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限について、適正かつ齊

一的に行使されているか。

- (5) 監督指導業務の運営に当たり、臨検監督業務量の最大限の確保を図りつつ、監督件数のみに偏重することのない実効ある監督指導を実施しているか。
- (6) 過去の中央監察において指摘された事項等を業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。
- (7) 上記(1)から(6)の事項が適切に行われていない場合、その原因を究明した上でその対応策を検討し、適切な措置を講じているか。
- (8) 局署の業務運営に関して、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成 21 年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

- (1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況
- (2) 業務運営の重点化を踏まえた各局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況
- (3) 総合的な労働行政を展開するという視点を踏まえた労働基準行政の業務運営状況
- (4) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況
- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するものの推進状況
 - ア 厳しい経済・雇用情勢下における法定労働条件の履行確保及び労働契約法等に基づいた適切な労務管理に向けた指導
 - イ 申告・相談に対する的確な対応
 - ウ 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
 - エ 非正規労働者の雇用・就業形態に応じた労働条件確保対策
 - (ア) 派遣労働者
 - (イ) 有期契約労働者
 - (ウ) 短時間労働者
 - オ 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止等
 - (ア) 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止対策
 - (イ) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
 - (ウ) 仕事と生活の調和の実現に向けた取組
 - カ 一般労働条件の確保・改善対策
 - (ア) 経済情勢の悪化を踏まえた一般労働条件の確保・改善対策
 - (イ) 多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化
 - キ 労働者の安全と健康確保対策
 - (ア) 労働災害多発分野における対策
 - (イ) 石綿による健康障害予防対策
 - (ウ) 職業性疾病等の予防対策・健康づくり対策
 - (エ) メンタルヘルス対策

- (オ) 「危険性又は有害性等の調査等」の実施等自主的な安全衛生活動の推進
- ク 特定の労働分野における労働条件確保対策
 - (ア) 介護労働者
 - (イ) 技能実習生等外国人労働者
 - (ウ) 自動車運転者
 - (エ) 医療機関の労働者
 - (オ) 障害者
- ケ 事業所管の行政機関等への働きかけ等による効果的な対策の推進
 - (ア) 下請取引の適正化による労働条件の確保・改善
 - (イ) 事業所管の行政機関等に対する要請等
- コ 最低賃金制度の適正な運営
- サ 「労災かくし」の排除に係る対策
- シ 改正労働基準法の周知
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
 - ア 監督指導業務の運営状況
 - (ア) 監督指導の実施状況
 - ① 年間及び月間の計画に基づいた監督指導の実施状況
 - ② 実効ある監督指導の実施状況
 - (イ) 司法処理の実施状況
 - イ 安全衛生業務の運営状況
 - ウ 各級管理者による進行管理の状況
- (7) 地方監察制度の運営状況
 - ア 監察の実施状況
 - イ 監察結果に基づく措置の状況
 - ウ 改善指導の状況
- (8) 厳しい定員事情下における事務簡素・合理化等への取組状況
- (9) 新任労働基準監督官の研修等の実施状況

3 監察の実施時期、対象局署及び担当監察官

[実施時期]	[対象]	[担当監察官]
5月26日	長崎署	丹羽中央労働基準監察監督官
5月27日	長崎局	丹羽中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

平成 21 年 4 月 24 日

鹿児島労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 21 年度の中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

現下の厳しい経済・雇用情勢を反映して、解雇・雇止め、賃金不払等の労働条件に関する問題や、安全衛生管理水準の低下による安全衛生確保上の問題が多く生じることが懸念されており、また、雇用・就業形態が多様化している状況に加え、行政内部においても定員事情など行政を取り巻く情勢が厳しさを増している状況を念頭に置き、平成 21 年度の監察については、次の視点から実施することを基本とする。

- (1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）とも、厳しい経済・雇用情勢下における法定労働条件の履行確保及び労働契約法等に基づいた適切な労務管理に向けた指導、非正規労働者の雇用・就業形態に応じた労働条件の確保、労働者の安全と健康確保対策の推進、最低賃金制度の適正な運営等を重点対策とする地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の情勢に的確に対応した重点課題を定め、適切な行政手法により、重点指向に徹し、PDCAサイクルを念頭に置いた効果的かつ効率的な業務運営を行っているか。
- (2) 労働基準部長の指揮の下、労働基準部内各課室がそれぞれの果たすべき役割を踏まえて積極的な行政運営を行っているか、また、監督課が局内他部室及び労働基準部内各課室との連絡調整・指示等を行うことにより労働基準部の所掌事務に関する総合調整機能を果たしているか。
- (3) 労働基準部幹部は、各署における年間監督指導計画や年間安全衛生業務計画の実施状況等業務運営の状況を地方監察等を通じて的確に把握し、適切な指導を行っているか。
また、署の各級管理者は、具体的かつ適切な進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。
- (4) 労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限について、適正かつ齊

一的に行使されているか。

- (5) 監督指導業務の運営に当たり、臨検監督業務量の最大限の確保を図りつつ、監督件数のみに偏重することのない実効ある監督指導を実施しているか。
- (6) 過去の中央監察において指摘された事項等を業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。
- (7) 上記(1)から(6)の事項が適切に行われていない場合、その原因を究明した上でその対応策を検討し、適切な措置を講じているか。
- (8) 局署の業務運営に関して、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成 21 年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

- (1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況
- (2) 業務運営の重点化を踏まえた各局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況
- (3) 総合的な労働行政を展開するという視点を踏まえた労働基準行政の業務運営状況
- (4) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況
- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するものの推進状況
 - ア 厳しい経済・雇用情勢下における法定労働条件の履行確保及び労働契約法等に基づいた適切な労務管理に向けた指導
 - イ 申告・相談に対する的確な対応
 - ウ 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
 - エ 非正規労働者の雇用・就業形態に応じた労働条件確保対策
 - (ア) 派遣労働者
 - (イ) 有期契約労働者
 - (ウ) 短時間労働者
 - オ 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止等
 - (ア) 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止対策
 - (イ) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
 - (ウ) 仕事と生活の調和の実現に向けた取組
 - カ 一般労働条件の確保・改善対策
 - (ア) 経済情勢の悪化を踏まえた一般労働条件の確保・改善対策
 - (イ) 多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化
 - キ 労働者の安全と健康確保対策
 - (ア) 労働災害多発分野における対策
 - (イ) 石綿による健康障害予防対策
 - (ウ) 職業性疾病等の予防対策・健康づくり対策
 - (エ) メンタルヘルス対策

- (ホ) 「危険性又は有害性等の調査等」の実施等自主的な安全衛生活動の推進
- ク 特定の労働分野における労働条件確保対策
 - (ア) 介護労働者
 - (イ) 技能実習生等外国人労働者
 - (ウ) 自動車運転者
 - (エ) 医療機関の労働者
 - (オ) 障害者
- ケ 事業所管の行政機関等への働きかけ等による効果的な対策の推進
 - (ア) 下請取引の適正化による労働条件の確保・改善
 - (イ) 事業所管の行政機関等に対する要請等
- コ 最低賃金制度の適正な運営
- サ 「労災かくし」の排除に係る対策
- シ 改正労働基準法の周知
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
 - ア 監督指導業務の運営状況
 - (ア) 監督指導の実施状況
 - ① 年間及び月間の計画に基づいた監督指導の実施状況
 - ② 実効ある監督指導の実施状況
 - (イ) 司法処理の実施状況
 - イ 安全衛生業務の運営状況
 - ウ 各級管理者による進行管理の状況
- (7) 地方監察制度の運営状況
 - ア 監察の実施状況
 - イ 監察結果に基づく措置の状況
 - ウ 改善指導の状況
- (8) 厳しい定員事情下における事務簡素・合理化等への取組状況
- (9) 新任労働基準監督官の研修等の実施状況

3 監察の実施時期、対象局署及び担当監察官

[実施時期]	[対象]	[担当監察官]
5月28日	鹿児島署	倉持中央労働基準監察監督官
5月29日	鹿児島局	倉持中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

北海道労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 21 年度の中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

現下の厳しい経済・雇用情勢を反映して、解雇・雇止め、賃金不払等の労働条件に関する問題や、安全衛生管理水準の低下による安全衛生確保上の問題が多く生じることが懸念されており、また、雇用・就業形態が多様化している状況に加え、行政内部においても定員事情など行政を取り巻く情勢が厳しさを増している状況を念頭に置き、平成 21 年度の監察については、次の視点から実施することを基本とする。

- (1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）とも、厳しい経済・雇用情勢下における法定労働条件の履行確保及び労働契約法等に基づいた適切な労務管理に向けた指導、非正規労働者の雇用・就業形態に応じた労働条件の確保、労働者の安全と健康確保対策の推進、最低賃金制度の適正な運営等を重点対策とする地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の情勢に的確に対応した重点課題を定め、適切な行政手法により、重点指向に徹し、PDCAサイクルを念頭に置いた効果的かつ効率的な業務運営を行っているか。
- (2) 労働基準部長の指揮の下、労働基準部内各課室がそれぞれの果たすべき役割を踏まえて積極的な行政運営を行っているか、また、監督課が局内他部室及び労働基準部内各課室との連絡調整・指示等を行うことにより労働基準部の所掌事務に関する総合調整機能を果たしているか。
- (3) 労働基準部幹部は、各署における年間監督指導計画や年間安全衛生業務計画の実施状況等業務運営の状況を地方監察等を通じて的確に把握し、適切な指導を行っているか。
また、署の各級管理者は、具体的かつ適切な進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。
- (4) 労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限について、適正かつ齊

一的に行使されているか。

- (5) 監督指導業務の運営に当たり、臨検監督業務量の最大限の確保を図りつつ、監督件数のみに偏重することのない実効ある監督指導を実施しているか。
- (6) 過去の中央監察において指摘された事項等を業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。
- (7) 上記(1)から(6)の事項が適切に行われていない場合、その原因を究明した上でその対応策を検討し、適切な措置を講じているか。
- (8) 局署の業務運営に関して、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成 21 年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

- (1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況
- (2) 業務運営の重点化を踏まえた各局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況
- (3) 総合的な労働行政を展開するという視点を踏まえた労働基準行政の業務運営状況
- (4) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況
- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するものの推進状況
 - ア 厳しい経済・雇用情勢下における法定労働条件の履行確保及び労働契約法等に基づいた適切な労務管理に向けた指導
 - イ 申告・相談に対する的確な対応
 - ウ 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
 - エ 非正規労働者の雇用・就業形態に応じた労働条件確保対策
 - (ア) 派遣労働者
 - (イ) 有期契約労働者
 - (ウ) 短時間労働者
 - オ 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止等
 - (ア) 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止対策
 - (イ) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
 - (ウ) 仕事と生活の調和の実現に向けた取組
 - カ 一般労働条件の確保・改善対策
 - (ア) 経済情勢の悪化を踏まえた一般労働条件の確保・改善対策
 - (イ) 多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化
 - キ 労働者の安全と健康確保対策
 - (ア) 労働災害多発分野における対策
 - (イ) 石綿による健康障害予防対策
 - (ウ) 職業性疾病等の予防対策・健康づくり対策
 - (エ) メンタルヘルス対策

- (ホ) 「危険性又は有害性等の調査等」の実施等自主的な安全衛生活動の推進
- ク 特定の労働分野における労働条件確保対策
 - (ア) 介護労働者
 - (イ) 技能実習生等外国人労働者
 - (ウ) 自動車運転者
 - (エ) 医療機関の労働者
 - (オ) 障害者
- ケ 事業所管の行政機関等への働きかけ等による効果的な対策の推進
 - (ア) 下請取引の適正化による労働条件の確保・改善
 - (イ) 事業所管の行政機関等に対する要請等
- コ 最低賃金制度の適正な運営
- サ 「労災かくし」の排除に係る対策
- シ 改正労働基準法の周知
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
 - ア 監督指導業務の運営状況
 - (ア) 監督指導の実施状況
 - ① 年間及び月間の計画に基づいた監督指導の実施状況
 - ② 実効ある監督指導の実施状況
 - (イ) 司法処理の実施状況
 - イ 安全衛生業務の運営状況
 - ウ 各級管理者による進行管理の状況
- (7) 地方監察制度の運営状況
 - ア 監察の実施状況
 - イ 監察結果に基づく措置の状況
 - ウ 改善指導の状況
- (8) 厳しい定員事情下における事務簡素・合理化等への取組状況
- (9) 新任労働基準監督官の研修等の実施状況

3 監察の対象署

札幌東署、室蘭署

なお、実施時期及び担当監察官については後日通知する。

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

山形労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 21 年度の中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

現下の厳しい経済・雇用情勢を反映して、解雇・雇止め、賃金不払等の労働条件に関する問題や、安全衛生管理水準の低下による安全衛生確保上の問題が多く生じることが懸念されており、また、雇用・就業形態が多様化している状況に加え、行政内部においても定員事情など行政を取り巻く情勢が厳しさを増している状況を念頭に置き、平成 21 年度の監察については、次の視点から実施することを基本とする。

- (1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）とも、厳しい経済・雇用情勢下における法定労働条件の履行確保及び労働契約法等に基づいた適切な労務管理に向けた指導、非正規労働者の雇用・就業形態に応じた労働条件の確保、労働者の安全と健康確保対策の推進、最低賃金制度の適正な運営等を重点対策とする地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の情勢に的確に対応した重点課題を定め、適切な行政手法により、重点指向に徹し、PDCAサイクルを念頭に置いた効果的かつ効率的な業務運営を行っているか。
- (2) 労働基準部長の指揮の下、労働基準部内各課室がそれぞれの果たすべき役割を踏まえて積極的な行政運営を行っているか、また、監督課が局内他部室及び労働基準部内各課室との連絡調整・指示等を行うことにより労働基準部の所掌事務に関する総合調整機能を果たしているか。
- (3) 労働基準部幹部は、各署における年間監督指導計画や年間安全衛生業務計画の実施状況等業務運営の状況を地方監察等を通じて的確に把握し、適切な指導を行っているか。
また、署の各級管理者は、具体的かつ適切な進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。
- (4) 労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限について、適正かつ斉

一的に行使されているか。

- (5) 監督指導業務の運営に当たり、臨検監督業務量の最大限の確保を図りつつ、監督件数のみに偏重することのない実効ある監督指導を実施しているか。
- (6) 過去の中央監察において指摘された事項等を業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。
- (7) 上記(1)から(6)の事項が適切に行われていない場合、その原因を究明した上でその対応策を検討し、適切な措置を講じているか。
- (8) 局署の業務運営に関して、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成 21 年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

- (1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況
- (2) 業務運営の重点化を踏まえた各局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況
- (3) 総合的な労働行政を展開するという視点を踏まえた労働基準行政の業務運営状況
- (4) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況
- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するものの推進状況
 - ア 厳しい経済・雇用情勢下における法定労働条件の履行確保及び労働契約法等に基づいた適切な労務管理に向けた指導
 - イ 申告・相談に対する的確な対応
 - ウ 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
 - エ 非正規労働者の雇用・就業形態に応じた労働条件確保対策
 - (ア) 派遣労働者
 - (イ) 有期契約労働者
 - (ウ) 短時間労働者
 - オ 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止等
 - (ア) 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止対策
 - (イ) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
 - (ウ) 仕事と生活の調和の実現に向けた取組
 - カ 一般労働条件の確保・改善対策
 - (ア) 経済情勢の悪化を踏まえた一般労働条件の確保・改善対策
 - (イ) 多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化
 - キ 労働者の安全と健康確保対策
 - (ア) 労働災害多発分野における対策
 - (イ) 石綿による健康障害予防対策
 - (ウ) 職業性疾病等の予防対策・健康づくり対策
 - (エ) メンタルヘルス対策

- (オ) 「危険性又は有害性等の調査等」の実施等自主的な安全衛生活動の推進
- ク 特定の労働分野における労働条件確保対策
 - (ア) 介護労働者
 - (イ) 技能実習生等外国人労働者
 - (ウ) 自動車運転者
 - (エ) 医療機関の労働者
 - (オ) 障害者
- ケ 事業所管の行政機関等への働きかけ等による効果的な対策の推進
 - (ア) 下請取引の適正化による労働条件の確保・改善
 - (イ) 事業所管の行政機関等に対する要請等
- コ 最低賃金制度の適正な運営
- サ 「労災かくし」の排除に係る対策
- シ 改正労働基準法の周知
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
 - ア 監督指導業務の運営状況
 - (ア) 監督指導の実施状況
 - ① 年間及び月間の計画に基づいた監督指導の実施状況
 - ② 実効ある監督指導の実施状況
 - (イ) 司法処理の実施状況
 - イ 安全衛生業務の運営状況
 - ウ 各級管理者による進行管理の状況
- (7) 地方監察制度の運営状況
 - ア 監察の実施状況
 - イ 監察結果に基づく措置の状況
 - ウ 改善指導の状況
- (8) 厳しい定員事情下における事務簡素・合理化等への取組状況
- (9) 新任労働基準監督官の研修等の実施状況

3 監察の対象署

山形署

なお、実施時期及び担当監察官については後日通知する。

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

東京労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 21 年度の中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

現下の厳しい経済・雇用情勢を反映して、解雇・雇止め、賃金不払等の労働条件に関する問題や、安全衛生管理水準の低下による安全衛生確保上の問題が多く生じることが懸念されており、また、雇用・就業形態が多様化している状況に加え、行政内部においても定員事情など行政を取り巻く情勢が厳しさを増している状況を念頭に置き、平成 21 年度の監察については、次の視点から実施することを基本とする。

- (1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）とも、厳しい経済・雇用情勢下における法定労働条件の履行確保及び労働契約法等に基づいた適切な労務管理に向けた指導、非正規労働者の雇用・就業形態に応じた労働条件の確保、労働者の安全と健康確保対策の推進、最低賃金制度の適正な運営等を重点対策とする地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の情勢に的確に対応した重点課題を定め、適切な行政手法により、重点指向に徹し、PDCAサイクルを念頭に置いた効果的かつ効率的な業務運営を行っているか。
- (2) 労働基準部長の指揮の下、労働基準部内各課室がそれぞれの果たすべき役割を踏まえて積極的な行政運営を行っているか、また、監督課が局内他部室及び労働基準部内各課室との連絡調整・指示等を行うことにより労働基準部の所掌事務に関する総合調整機能を果たしているか。
- (3) 労働基準部幹部は、各署における年間監督指導計画や年間安全衛生業務計画の実施状況等業務運営の状況を地方監察等を通じて的確に把握し、適切な指導を行っているか。
また、署の各級管理者は、具体的かつ適切な進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。
- (4) 労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限について、適正かつ斉

一的に行使されているか。

- (5) 監督指導業務の運営に当たり、臨検監督業務量の最大限の確保を図りつつ、監督件数のみに偏重することのない実効ある監督指導を実施しているか。
- (6) 過去の中央監察において指摘された事項等を業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。
- (7) 上記(1)から(6)の事項が適切に行われていない場合、その原因を究明した上でその対応策を検討し、適切な措置を講じているか。
- (8) 局署の業務運営に関して、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成 21 年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

- (1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況
- (2) 業務運営の重点化を踏まえた各局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況
- (3) 総合的な労働行政を展開するという視点を踏まえた労働基準行政の業務運営状況
- (4) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況
- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するものの推進状況
 - ア 厳しい経済・雇用情勢下における法定労働条件の履行確保及び労働契約法等に基づいた適切な労務管理に向けた指導
 - イ 申告・相談に対する的確な対応
 - ウ 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
 - エ 非正規労働者の雇用・就業形態に応じた労働条件確保対策
 - (ア) 派遣労働者
 - (イ) 有期契約労働者
 - (ウ) 短時間労働者
 - オ 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止等
 - (ア) 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止対策
 - (イ) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
 - (ウ) 仕事と生活の調和の実現に向けた取組
 - カ 一般労働条件の確保・改善対策
 - (ア) 経済情勢の悪化を踏まえた一般労働条件の確保・改善対策
 - (イ) 多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化
 - キ 労働者の安全と健康確保対策
 - (ア) 労働災害多発分野における対策
 - (イ) 石綿による健康障害予防対策
 - (ウ) 職業性疾病等の予防対策・健康づくり対策
 - (エ) メンタルヘルス対策

- (ホ) 「危険性又は有害性等の調査等」の実施等自主的な安全衛生活動の推進
- ク 特定の労働分野における労働条件確保対策
 - (ア) 介護労働者
 - (イ) 技能実習生等外国人労働者
 - (ウ) 自動車運転者
 - (エ) 医療機関の労働者
 - (オ) 障害者
- ケ 事業所管の行政機関等への働きかけ等による効果的な対策の推進
 - (ア) 下請取引の適正化による労働条件の確保・改善
 - (イ) 事業所管の行政機関等に対する要請等
- コ 最低賃金制度の適正な運営
- サ 「労災かくし」の排除に係る対策
- シ 改正労働基準法の周知
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
 - ア 監督指導業務の運営状況
 - (ア) 監督指導の実施状況
 - ① 年間及び月間の計画に基づいた監督指導の実施状況
 - ② 実効ある監督指導の実施状況
 - (イ) 司法処理の実施状況
 - イ 安全衛生業務の運営状況
 - ウ 各級管理者による進行管理の状況
- (7) 地方監察制度の運営状況
 - ア 監察の実施状況
 - イ 監察結果に基づく措置の状況
 - ウ 改善指導の状況
- (8) 厳しい定員事情下における事務簡素・合理化等への取組状況
- (9) 新任労働基準監督官の研修等の実施状況

3 監察の対象署

三田署、亀戸署、上野署、八王子署

なお、実施時期及び担当監察官については後日通知する。

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

新潟労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 21 年度の中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

現下の厳しい経済・雇用情勢を反映して、解雇・雇止め、賃金不払等の労働条件に関する問題や、安全衛生管理水準の低下による安全衛生確保上の問題が多く生じることが懸念されており、また、雇用・就業形態が多様化している状況に加え、行政内部においても定員事情など行政を取り巻く情勢が厳しさを増している状況を念頭に置き、平成 21 年度の監察については、次の視点から実施することを基本とする。

- (1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）とも、厳しい経済・雇用情勢下における法定労働条件の履行確保及び労働契約法等に基づいた適切な労務管理に向けた指導、非正規労働者の雇用・就業形態に応じた労働条件の確保、労働者の安全と健康確保対策の推進、最低賃金制度の適正な運営等を重点対策とする地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の情勢に的確に対応した重点課題を定め、適切な行政手法により、重点指向に徹し、PDCAサイクルを念頭に置いた効果的かつ効率的な業務運営を行っているか。
- (2) 労働基準部長の指揮の下、労働基準部内各課室がそれぞれの果たすべき役割を踏まえて積極的な行政運営を行っているか、また、監督課が局内他部室及び労働基準部内各課室との連絡調整・指示等を行うことにより労働基準部の所掌事務に関する総合調整機能を果たしているか。
- (3) 労働基準部幹部は、各署における年間監督指導計画や年間安全衛生業務計画の実施状況等業務運営の状況を地方監察等を通じて的確に把握し、適切な指導を行っているか。
また、署の各級管理者は、具体的かつ適切な進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。
- (4) 労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限について、適正かつ斉

一的に行使されているか。

- (5) 監督指導業務の運営に当たり、臨検監督業務量の最大限の確保を図りつつ、監督件数のみに偏重することのない実効ある監督指導を実施しているか。
- (6) 過去の中央監察において指摘された事項等を業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。
- (7) 上記(1)から(6)の事項が適切に行われていない場合、その原因を究明した上でその対応策を検討し、適切な措置を講じているか。
- (8) 局署の業務運営に関して、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成 21 年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

- (1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況
- (2) 業務運営の重点化を踏まえた各局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況
- (3) 総合的な労働行政を展開するという視点を踏まえた労働基準行政の業務運営状況
- (4) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況
- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するものの推進状況
 - ア 厳しい経済・雇用情勢下における法定労働条件の履行確保及び労働契約法等に基づいた適切な労務管理に向けた指導
 - イ 申告・相談に対する的確な対応
 - ウ 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
 - エ 非正規労働者の雇用・就業形態に応じた労働条件確保対策
 - (ア) 派遣労働者
 - (イ) 有期契約労働者
 - (ウ) 短時間労働者
 - オ 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止等
 - (ア) 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止対策
 - (イ) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
 - (ウ) 仕事と生活の調和の実現に向けた取組
 - カ 一般労働条件の確保・改善対策
 - (ア) 経済情勢の悪化を踏まえた一般労働条件の確保・改善対策
 - (イ) 多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化
 - キ 労働者の安全と健康確保対策
 - (ア) 労働災害多発分野における対策
 - (イ) 石綿による健康障害予防対策
 - (ウ) 職業性疾病等の予防対策・健康づくり対策
 - (エ) メンタルヘルス対策

- (ホ)「危険性又は有害性等の調査等」の実施等自主的な安全衛生活動の推進
- ク 特定の労働分野における労働条件確保対策
 - (ア) 介護労働者
 - (イ) 技能実習生等外国人労働者
 - (ウ) 自動車運転者
 - (エ) 医療機関の労働者
 - (オ) 障害者
- ケ 事業所管の行政機関等への働きかけ等による効果的な対策の推進
 - (ア) 下請取引の適正化による労働条件の確保・改善
 - (イ) 事業所管の行政機関等に対する要請等
- コ 最低賃金制度の適正な運営
- サ 「労災かくし」の排除に係る対策
- シ 改正労働基準法の周知
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
 - ア 監督指導業務の運営状況
 - (ア) 監督指導の実施状況
 - ① 年間及び月間の計画に基づいた監督指導の実施状況
 - ② 実効ある監督指導の実施状況
 - (イ) 司法処理の実施状況
 - イ 安全衛生業務の運営状況
 - ウ 各級管理者による進行管理の状況
- (7) 地方監察制度の運営状況
 - ア 監察の実施状況
 - イ 監察結果に基づく措置の状況
 - ウ 改善指導の状況
- (8) 厳しい定員事情下における事務簡素・合理化等への取組状況
- (9) 新任労働基準監督官の研修等の実施状況

3 監察の対象署

上越署

なお、実施時期及び担当監察官については後日通知する。

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

滋賀労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 21 年度の中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

現下の厳しい経済・雇用情勢を反映して、解雇・雇止め、賃金不払等の労働条件に関する問題や、安全衛生管理水準の低下による安全衛生確保上の問題が多く生じることが懸念されており、また、雇用・就業形態が多様化している状況に加え、行政内部においても定員事情など行政を取り巻く情勢が厳しさを増している状況を念頭に置き、平成 21 年度の監察については、次の視点から実施することを基本とする。

(1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）

とも、厳しい経済・雇用情勢下における法定労働条件の履行確保及び労働契約法等に基づいた適切な労務管理に向けた指導、非正規労働者の雇用・就業形態に応じた労働条件の確保、労働者の安全と健康確保対策の推進、最低賃金制度の適正な運営等を重点対策とする地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の情勢に的確に対応した重点課題を定め、適切な行政手法により、重点指向に徹し、PDCAサイクルを念頭に置いた効果的かつ効率的な業務運営を行っているか。

(2) 労働基準部長の指揮の下、労働基準部内各課室がそれぞれの果たすべき役割を踏まえて積極的な行政運営を行っているか、また、監督課が局内他部室及び労働基準部内各課室との連絡調整・指示等を行うことにより労働基準部の所掌事務に関する総合調整機能を果たしているか。

(3) 労働基準部幹部は、各署における年間監督指導計画や年間安全衛生業務計画の実施状況等業務運営の状況を地方監察等を通じて的確に把握し、適切な指導を行っているか。

また、署の各級管理者は、具体的かつ適切な進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

(4) 労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限について、適正かつ斉

一的に行使されているか。

- (5) 監督指導業務の運営に当たり、臨検監督業務量の最大限の確保を図りつつ、監督件数のみに偏重することのない実効ある監督指導を実施しているか。
- (6) 過去の中央監察において指摘された事項等を業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。
- (7) 上記(1)から(6)の事項が適切に行われていない場合、その原因を究明した上でその対応策を検討し、適切な措置を講じているか。
- (8) 局署の業務運営に関して、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成 21 年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

- (1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況
- (2) 業務運営の重点化を踏まえた各局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況
- (3) 総合的な労働行政を展開するという視点を踏まえた労働基準行政の業務運営状況
- (4) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況
- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するものの推進状況
 - ア 厳しい経済・雇用情勢下における法定労働条件の履行確保及び労働契約法等に基づいた適切な労務管理に向けた指導
 - イ 申告・相談に対する的確な対応
 - ウ 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
 - エ 非正規労働者の雇用・就業形態に応じた労働条件確保対策
 - (ア) 派遣労働者
 - (イ) 有期契約労働者
 - (ウ) 短時間労働者
 - オ 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止等
 - (ア) 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止対策
 - (イ) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
 - (ウ) 仕事と生活の調和の実現に向けた取組
 - カ 一般労働条件の確保・改善対策
 - (ア) 経済情勢の悪化を踏まえた一般労働条件の確保・改善対策
 - (イ) 多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化
 - キ 労働者の安全と健康確保対策
 - (ア) 労働災害多発分野における対策
 - (イ) 石綿による健康障害予防対策
 - (ウ) 職業性疾病等の予防対策・健康づくり対策
 - (エ) メンタルヘルス対策

- ・(オ)「危険性又は有害性等の調査等」の実施等自主的な安全衛生活動の推進
- ク 特定の労働分野における労働条件確保対策
 - (ア) 介護労働者
 - (イ) 技能実習生等外国人労働者
 - (ウ) 自動車運転者
 - (エ) 医療機関の労働者
 - (オ) 障害者
- ケ 事業所管の行政機関等への働きかけ等による効果的な対策の推進
 - (ア) 下請取引の適正化による労働条件の確保・改善
 - (イ) 事業所管の行政機関等に対する要請等
- コ 最低賃金制度の適正な運営
- サ 「労災かくし」の排除に係る対策
- シ 改正労働基準法の周知
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
 - ア 監督指導業務の運営状況
 - (ア) 監督指導の実施状況
 - ① 年間及び月間の計画に基づいた監督指導の実施状況
 - ② 実効ある監督指導の実施状況
 - (イ) 司法処理の実施状況
 - イ 安全衛生業務の運営状況
 - ウ 各級管理者による進行管理の状況
- (7) 地方監察制度の運営状況
 - ア 監察の実施状況
 - イ 監察結果に基づく措置の状況
 - ウ 改善指導の状況
- (8) 厳しい定員事情下における事務簡素・合理化等への取組状況
- (9) 新任労働基準監督官の研修等の実施状況

3 監察の対象署

東近江署

なお、実施時期及び担当監察官については後日通知する。

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

大阪労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 21 年度の中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

現下の厳しい経済・雇用情勢を反映して、解雇・雇止め、賃金不払等の労働条件に関する問題や、安全衛生管理水準の低下による安全衛生確保上の問題が多く生じることが懸念されており、また、雇用・就業形態が多様化している状況に加え、行政内部においても定員事情など行政を取り巻く情勢が厳しさを増している状況を念頭に置き、平成 21 年度の監察については、次の視点から実施することを基本とする。

- (1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）とも、厳しい経済・雇用情勢下における法定労働条件の履行確保及び労働契約法等に基づいた適切な労務管理に向けた指導、非正規労働者の雇用・就業形態に応じた労働条件の確保、労働者の安全と健康確保対策の推進、最低賃金制度の適正な運営等を重点対策とする地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の情勢に的確に対応した重点課題を定め、適切な行政手法により、重点指向に徹し、PDCAサイクルを念頭に置いた効果的かつ効率的な業務運営を行っているか。
- (2) 労働基準部長の指揮の下、労働基準部内各課室がそれぞれの果たすべき役割を踏まえて積極的な行政運営を行っているか、また、監督課が局内他部室及び労働基準部内各課室との連絡調整・指示等を行うことにより労働基準部の所掌事務に関する総合調整機能を果たしているか。
- (3) 労働基準部幹部は、各署における年間監督指導計画や年間安全衛生業務計画の実施状況等業務運営の状況を地方監察等を通じて的確に把握し、適切な指導を行っているか。
また、署の各級管理者は、具体的かつ適切な進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。
- (4) 労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限について、適正かつ斉

一的に行使されているか。

- (5) 監督指導業務の運営に当たり、臨検監督業務量の最大限の確保を図りつつ、監督件数のみに偏重することのない実効ある監督指導を実施しているか。
- (6) 過去の中央監察において指摘された事項等を業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。
- (7) 上記(1)から(6)の事項が適切に行われていない場合、その原因を究明した上でその対応策を検討し、適切な措置を講じているか。
- (8) 局署の業務運営に関して、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成 21 年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

- (1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況
- (2) 業務運営の重点化を踏まえた各局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況
- (3) 総合的な労働行政を展開するという視点を踏まえた労働基準行政の業務運営状況
- (4) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況
- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するものの推進状況
 - ア 厳しい経済・雇用情勢下における法定労働条件の履行確保及び労働契約法等に基づいた適切な労務管理に向けた指導
 - イ 申告・相談に対する的確な対応
 - ウ 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
 - エ 非正規労働者の雇用・就業形態に応じた労働条件確保対策
 - (ア) 派遣労働者
 - (イ) 有期契約労働者
 - (ウ) 短時間労働者
 - オ 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止等
 - (ア) 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止対策
 - (イ) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
 - (ウ) 仕事と生活の調和の実現に向けた取組
 - カ 一般労働条件の確保・改善対策
 - (ア) 経済情勢の悪化を踏まえた一般労働条件の確保・改善対策
 - (イ) 多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化
 - キ 労働者の安全と健康確保対策
 - (ア) 労働災害多発分野における対策
 - (イ) 石綿による健康障害予防対策
 - (ウ) 職業性疾病等の予防対策・健康づくり対策
 - (エ) メンタルヘルス対策

- (オ) 「危険性又は有害性等の調査等」の実施等自主的な安全衛生活動の推進
- ク 特定の労働分野における労働条件確保対策
 - (ア) 介護労働者
 - (イ) 技能実習生等外国人労働者
 - (ウ) 自動車運転者
 - (エ) 医療機関の労働者
 - (オ) 障害者
- ケ 事業所管の行政機関等への働きかけ等による効果的な対策の推進
 - (ア) 下請取引の適正化による労働条件の確保・改善
 - (イ) 事業所管の行政機関等に対する要請等
- コ 最低賃金制度の適正な運営
- サ 「労災かくし」の排除に係る対策
- シ 改正労働基準法の周知
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
 - ア 監督指導業務の運営状況
 - (ア) 監督指導の実施状況
 - ① 年間及び月間の計画に基づいた監督指導の実施状況
 - ② 実効ある監督指導の実施状況
 - (イ) 司法処理の実施状況
 - イ 安全衛生業務の運営状況
 - ウ 各級管理者による進行管理の状況
- (7) 地方監察制度の運営状況
 - ア 監察の実施状況
 - イ 監察結果に基づく措置の状況
 - ウ 改善指導の状況
- (8) 厳しい定員事情下における事務簡素・合理化等への取組状況
- (9) 新任労働基準監督官の研修等の実施状況

3 監察の対象署

大阪南署、堺署、西野田署、羽曳野署

なお、実施時期及び担当監察官については後日通知する。

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

和歌山労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 21 年度の中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

現下の厳しい経済・雇用情勢を反映して、解雇・雇止め、賃金不払等の労働条件に関する問題や、安全衛生管理水準の低下による安全衛生確保上の問題が多く生じることが懸念されており、また、雇用・就業形態が多様化している状況に加え、行政内部においても定員事情など行政を取り巻く情勢が厳しさを増している状況を念頭に置き、平成 21 年度の監察については、次の視点から実施することを基本とする。

(1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）

とも、厳しい経済・雇用情勢下における法定労働条件の履行確保及び労働契約法等に基づいた適切な労務管理に向けた指導、非正規労働者の雇用・就業形態に応じた労働条件の確保、労働者の安全と健康確保対策の推進、最低賃金制度の適正な運営等を重点対策とする地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の情勢に的確に対応した重点課題を定め、適切な行政手法により、重点指向に徹し、PDCAサイクルを念頭に置いた効果的かつ効率的な業務運営を行っているか。

(2) 労働基準部長の指揮の下、労働基準部内各課室がそれぞれの果たすべき役割を踏まえて積極的な行政運営を行っているか、また、監督課が局内他部室及び労働基準部内各課室との連絡調整・指示等を行うことにより労働基準部の所掌事務に関する総合調整機能を果たしているか。

(3) 労働基準部幹部は、各署における年間監督指導計画や年間安全衛生業務計画の実施状況等業務運営の状況を地方監察等を通じて的確に把握し、適切な指導を行っているか。

また、署の各級管理者は、具体的かつ適切な進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

(4) 労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限について、適正かつ斉

一的に行使されているか。

- (5) 監督指導業務の運営に当たり、臨検監督業務量の最大限の確保を図りつつ、監督件数のみに偏重することのない実効ある監督指導を実施しているか。
- (6) 過去の中央監察において指摘された事項等を業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。
- (7) 上記(1)から(6)の事項が適切に行われていない場合、その原因を究明した上でその対応策を検討し、適切な措置を講じているか。
- (8) 局署の業務運営に関して、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成21年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

- (1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況
- (2) 業務運営の重点化を踏まえた各局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況
- (3) 総合的な労働行政を展開するという視点を踏まえた労働基準行政の業務運営状況
- (4) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況
- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するものの推進状況
 - ア 厳しい経済・雇用情勢下における法定労働条件の履行確保及び労働契約法等に基づいた適切な労務管理に向けた指導
 - イ 申告・相談に対する的確な対応
 - ウ 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
 - エ 非正規労働者の雇用・就業形態に応じた労働条件確保対策
 - (ア) 派遣労働者
 - (イ) 有期契約労働者
 - (ウ) 短時間労働者
 - オ 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止等
 - (ア) 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止対策
 - (イ) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
 - (ウ) 仕事と生活の調和の実現に向けた取組
 - カ 一般労働条件の確保・改善対策
 - (ア) 経済情勢の悪化を踏まえた一般労働条件の確保・改善対策
 - (イ) 多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化
 - キ 労働者の安全と健康確保対策
 - (ア) 労働災害多発分野における対策
 - (イ) 石綿による健康障害予防対策
 - (ウ) 職業性疾病等の予防対策・健康づくり対策
 - (エ) メンタルヘルス対策

- (ホ)「危険性又は有害性等の調査等」の実施等自主的な安全衛生活動の推進
- ク 特定の労働分野における労働条件確保対策
 - (7) 介護労働者
 - (イ) 技能実習生等外国人労働者
 - (ウ) 自動車運転者
 - (エ) 医療機関の労働者
 - (オ) 障害者
- ケ 事業所管の行政機関等への働きかけ等による効果的な対策の推進
 - (7) 下請取引の適正化による労働条件の確保・改善
 - (イ) 事業所管の行政機関等に対する要請等
- コ 最低賃金制度の適正な運営
- サ 「労災かくし」の排除に係る対策
- シ 改正労働基準法の周知
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
 - ア 監督指導業務の運営状況
 - (7) 監督指導の実施状況
 - ① 年間及び月間の計画に基づいた監督指導の実施状況
 - ② 実効ある監督指導の実施状況
 - (イ) 司法処理の実施状況
 - イ 安全衛生業務の運営状況
 - ウ 各級管理者による進行管理の状況
- (7) 地方監察制度の運営状況
 - ア 監察の実施状況
 - イ 監察結果に基づく措置の状況
 - ウ 改善指導の状況
- (8) 厳しい定員事情下における事務簡素・合理化等への取組状況
- (9) 新任労働基準監督官の研修等の実施状況

3 監察の対象署

和歌山署

なお、実施時期及び担当監察官については後日通知する。

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

平成 21 年 4 月 24 日

島根労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

平成 21 年度の中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

現下の厳しい経済・雇用情勢を反映して、解雇・雇止め、賃金不払等の労働条件に関する問題や、安全衛生管理水準の低下による安全衛生確保上の問題が多く生じることが懸念されており、また、雇用・就業形態が多様化している状況に加え、行政内部においても定員事情など行政を取り巻く情勢が厳しさを増している状況を念頭に置き、平成 21 年度の監察については、次の視点から実施することを基本とする。

(1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）

とも、厳しい経済・雇用情勢下における法定労働条件の履行確保及び労働契約法等に基づいた適切な労務管理に向けた指導、非正規労働者の雇用・就業形態に応じた労働条件の確保、労働者の安全と健康確保対策の推進、最低賃金制度の適正な運営等を重点対策とする地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の情勢に的確に対応した重点課題を定め、適切な行政手法により、重点指向に徹し、PDCAサイクルを念頭に置いた効果的かつ効率的な業務運営を行っているか。

(2) 労働基準部長の指揮の下、労働基準部内各課室がそれぞれの果たすべき役割を踏まえて積極的な行政運営を行っているか、また、監督課が局内他部室及び労働基準部内各課室との連絡調整・指示等を行うことにより労働基準部の所掌事務に関する総合調整機能を果たしているか。

(3) 労働基準部幹部は、各署における年間監督指導計画や年間安全衛生業務計画の実施状況等業務運営の状況を地方監察等を通じて的確に把握し、適切な指導を行っているか。

また、署の各級管理者は、具体的かつ適切な進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

(4) 労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限について、適正かつ斉

一的に行使されているか。

- (5) 監督指導業務の運営に当たり、臨検監督業務量の最大限の確保を図りつつ、監督件数のみに偏重することのない実効ある監督指導を実施しているか。
- (6) 過去の中央監察において指摘された事項等を業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。
- (7) 上記(1)から(6)の事項が適切に行われていない場合、その原因を究明した上でその対応策を検討し、適切な措置を講じているか。
- (8) 局署の業務運営に関して、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成 21 年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

- (1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況
- (2) 業務運営の重点化を踏まえた各局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況
- (3) 総合的な労働行政を展開するという視点を踏まえた労働基準行政の業務運営状況
- (4) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況
- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するものの推進状況
 - ア 厳しい経済・雇用情勢下における法定労働条件の履行確保及び労働契約法等に基づいた適切な労務管理に向けた指導
 - イ 申告・相談に対する的確な対応
 - ウ 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
 - エ 非正規労働者の雇用・就業形態に応じた労働条件確保対策
 - (ア) 派遣労働者
 - (イ) 有期契約労働者
 - (ウ) 短時間労働者
 - オ 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止等
 - (ア) 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止対策
 - (イ) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
 - (ウ) 仕事と生活の調和の実現に向けた取組
 - カ 一般労働条件の確保・改善対策
 - (ア) 経済情勢の悪化を踏まえた一般労働条件の確保・改善対策
 - (イ) 多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化
 - キ 労働者の安全と健康確保対策
 - (ア) 労働災害多発分野における対策
 - (イ) 石綿による健康障害予防対策
 - (ウ) 職業性疾病等の予防対策・健康づくり対策
 - (エ) メンタルヘルス対策

- (オ) 「危険性又は有害性等の調査等」の実施等自主的な安全衛生活動の推進
- ク 特定の労働分野における労働条件確保対策
 - (ア) 介護労働者
 - (イ) 技能実習生等外国人労働者
 - (ウ) 自動車運転者
 - (エ) 医療機関の労働者
 - (オ) 障害者
- ケ 事業所管の行政機関等への働きかけ等による効果的な対策の推進
 - (ア) 下請取引の適正化による労働条件の確保・改善
 - (イ) 事業所管の行政機関等に対する要請等
- コ 最低賃金制度の適正な運営
- サ 「労災かくし」の排除に係る対策
- シ 改正労働基準法の周知
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
 - ア 監督指導業務の運営状況
 - (ア) 監督指導の実施状況
 - ① 年間及び月間の計画に基づいた監督指導の実施状況
 - ② 実効ある監督指導の実施状況
 - (イ) 司法処理の実施状況
 - イ 安全衛生業務の運営状況
 - ウ 各級管理者による進行管理の状況
- (7) 地方監察制度の運営状況
 - ア 監察の実施状況
 - イ 監察結果に基づく措置の状況
 - ウ 改善指導の状況
- (8) 厳しい定員事情下における事務簡素・合理化等への取組状況
- (9) 新任労働基準監督官の研修等の実施状況

3 監察の対象署

松江署

なお、実施時期及び担当監察官については後日通知する。

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

山口労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 21 年度の中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

現下の厳しい経済・雇用情勢を反映して、解雇・雇止め、賃金不払等の労働条件に関する問題や、安全衛生管理水準の低下による安全衛生確保上の問題が多く生じることが懸念されており、また、雇用・就業形態が多様化している状況に加え、行政内部においても定員事情など行政を取り巻く情勢が厳しさを増している状況を念頭に置き、平成 21 年度の監察については、次の視点から実施することを基本とする。

(1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）

とも、厳しい経済・雇用情勢下における法定労働条件の履行確保及び労働契約法等に基づいた適切な労務管理に向けた指導、非正規労働者の雇用・就業形態に応じた労働条件の確保、労働者の安全と健康確保対策の推進、最低賃金制度の適正な運営等を重点対策とする地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の情勢に的確に対応した重点課題を定め、適切な行政手法により、重点指向に徹し、PDCAサイクルを念頭に置いた効果的かつ効率的な業務運営を行っているか。

(2) 労働基準部長の指揮の下、労働基準部内各課室がそれぞれの果たすべき役割を踏まえて積極的な行政運営を行っているか、また、監督課が局内他部室及び労働基準部内各課室との連絡調整・指示等を行うことにより労働基準部の所掌事務に関する総合調整機能を果たしているか。

(3) 労働基準部幹部は、各署における年間監督指導計画や年間安全衛生業務計画の実施状況等業務運営の状況を地方監察等を通じて的確に把握し、適切な指導を行っているか。

また、署の各級管理者は、具体的かつ適切な進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

(4) 労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限について、適正かつ齊

一的に行使されているか。

- (5) 監督指導業務の運営に当たり、臨検監督業務量の最大限の確保を図りつつ、監督件数のみに偏重することのない実効ある監督指導を実施しているか。
- (6) 過去の中央監察において指摘された事項等を業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。
- (7) 上記(1)から(6)の事項が適切に行われていない場合、その原因を究明した上でその対応策を検討し、適切な措置を講じているか。
- (8) 局署の業務運営に関して、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成 21 年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

- (1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況
- (2) 業務運営の重点化を踏まえた各局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況
- (3) 総合的な労働行政を展開するという視点を踏まえた労働基準行政の業務運営状況
- (4) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況
- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するものの推進状況
 - ア 厳しい経済・雇用情勢下における法定労働条件の履行確保及び労働契約法等に基づいた適切な労務管理に向けた指導
 - イ 申告・相談に対する的確な対応
 - ウ 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
 - エ 非正規労働者の雇用・就業形態に応じた労働条件確保対策
 - (ア) 派遣労働者
 - (イ) 有期契約労働者
 - (ウ) 短時間労働者
 - オ 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止等
 - (ア) 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止対策
 - (イ) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
 - (ウ) 仕事と生活の調和の実現に向けた取組
 - カ 一般労働条件の確保・改善対策
 - (ア) 経済情勢の悪化を踏まえた一般労働条件の確保・改善対策
 - (イ) 多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化
 - キ 労働者の安全と健康確保対策
 - (ア) 労働災害多発分野における対策
 - (イ) 石綿による健康障害予防対策
 - (ウ) 職業性疾病等の予防対策・健康づくり対策
 - (エ) メンタルヘルス対策

- (オ) 「危険性又は有害性等の調査等」の実施等自主的な安全衛生活動の推進
- ク 特定の労働分野における労働条件確保対策
 - (ア) 介護労働者
 - (イ) 技能実習生等外国人労働者
 - (ウ) 自動車運転者
 - (エ) 医療機関の労働者
 - (オ) 障害者
- ケ 事業所管の行政機関等への働きかけ等による効果的な対策の推進
 - (ア) 下請取引の適正化による労働条件の確保・改善
 - (イ) 事業所管の行政機関等に対する要請等
- コ 最低賃金制度の適正な運営
- サ 「労災かくし」の排除に係る対策
- シ 改正労働基準法の周知
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
 - ア 監督指導業務の運営状況
 - (ア) 監督指導の実施状況
 - ① 年間及び月間の計画に基づいた監督指導の実施状況
 - ② 実効ある監督指導の実施状況
 - (イ) 司法処理の実施状況
 - イ 安全衛生業務の運営状況
 - ウ 各級管理者による進行管理の状況
- (7) 地方監察制度の運営状況
 - ア 監察の実施状況
 - イ 監察結果に基づく措置の状況
 - ウ 改善指導の状況
- (8) 厳しい定員事情下における事務簡素・合理化等への取組状況
- (9) 新任労働基準監督官の研修等の実施状況

3 監察の対象署

山口署

なお、実施時期及び担当監察官については後日通知する。

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

徳島労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 21 年度の中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

現下の厳しい経済・雇用情勢を反映して、解雇・雇止め、賃金不払等の労働条件に関する問題や、安全衛生管理水準の低下による安全衛生確保上の問題が多く生じることが懸念されており、また、雇用・就業形態が多様化している状況に加え、行政内部においても定員事情など行政を取り巻く情勢が厳しさを増している状況を念頭に置き、平成 21 年度の監察については、次の視点から実施することを基本とする。

(1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）

とも、厳しい経済・雇用情勢下における法定労働条件の履行確保及び労働契約法等に基づいた適切な労務管理に向けた指導、非正規労働者の雇用・就業形態に応じた労働条件の確保、労働者の安全と健康確保対策の推進、最低賃金制度の適正な運営等を重点対策とする地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の情勢に的確に対応した重点課題を定め、適切な行政手法により、重点指向に徹し、PDCAサイクルを念頭に置いた効果的かつ効率的な業務運営を行っているか。

(2) 労働基準部長の指揮の下、労働基準部内各課室がそれぞれの果たすべき役割を踏まえて積極的な行政運営を行っているか、また、監督課が局内他部室及び労働基準部内各課室との連絡調整・指示等を行うことにより労働基準部の所掌事務に関する総合調整機能を果たしているか。

(3) 労働基準部幹部は、各署における年間監督指導計画や年間安全衛生業務計画の実施状況等業務運営の状況を地方監察等を通じて的確に把握し、適切な指導を行っているか。

また、署の各級管理者は、具体的かつ適切な進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

(4) 労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限について、適正かつ斉

一的に行使されているか。

- (5) 監督指導業務の運営に当たり、臨検監督業務量の最大限の確保を図りつつ、監督件数のみに偏重することのない実効ある監督指導を実施しているか。
- (6) 過去の中央監察において指摘された事項等を業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。
- (7) 上記(1)から(6)の事項が適切に行われていない場合、その原因を究明した上でその対応策を検討し、適切な措置を講じているか。
- (8) 局署の業務運営に関して、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成 21 年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

- (1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況
- (2) 業務運営の重点化を踏まえた各局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況
- (3) 総合的な労働行政を展開するという視点を踏まえた労働基準行政の業務運営状況
- (4) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況
- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するものの推進状況
 - ア 厳しい経済・雇用情勢下における法定労働条件の履行確保及び労働契約法等に基づいた適切な労務管理に向けた指導
 - イ 申告・相談に対する的確な対応
 - ウ 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
 - エ 非正規労働者の雇用・就業形態に応じた労働条件確保対策
 - (7) 派遣労働者
 - (イ) 有期契約労働者
 - (ウ) 短時間労働者
 - オ 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止等
 - (7) 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止対策
 - (イ) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
 - (ウ) 仕事と生活の調和の実現に向けた取組
 - カ 一般労働条件の確保・改善対策
 - (7) 経済情勢の悪化を踏まえた一般労働条件の確保・改善対策
 - (イ) 多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化
 - キ 労働者の安全と健康確保対策
 - (7) 労働災害多発分野における対策
 - (イ) 石綿による健康障害予防対策
 - (ウ) 職業性疾病等の予防対策・健康づくり対策
 - (エ) メンタルヘルス対策

- (オ) 「危険性又は有害性等の調査等」の実施等自主的な安全衛生活動の推進
- ク 特定の労働分野における労働条件確保対策
 - (ア) 介護労働者
 - (イ) 技能実習生等外国人労働者
 - (ウ) 自動車運転者
 - (エ) 医療機関の労働者
 - (オ) 障害者
- ケ 事業所管の行政機関等への働きかけ等による効果的な対策の推進
 - (ア) 下請取引の適正化による労働条件の確保・改善
 - (イ) 事業所管の行政機関等に対する要請等
- コ 最低賃金制度の適正な運営
- サ 「労災かくし」の排除に係る対策
- シ 改正労働基準法の周知
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
 - ア 監督指導業務の運営状況
 - (ア) 監督指導の実施状況
 - ① 年間及び月間の計画に基づいた監督指導の実施状況
 - ② 実効ある監督指導の実施状況
 - (イ) 司法処理の実施状況
 - イ 安全衛生業務の運営状況
 - ウ 各級管理者による進行管理の状況
- (7) 地方監察制度の運営状況
 - ア 監察の実施状況
 - イ 監察結果に基づく措置の状況
 - ウ 改善指導の状況
- (8) 厳しい定員事情下における事務簡素・合理化等への取組状況
- (9) 新任労働基準監督官の研修等の実施状況

3 監察の対象署

徳島署

なお、実施時期及び担当監察官については後日通知する。

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

高知労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 21 年度の中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

現下の厳しい経済・雇用情勢を反映して、解雇・雇止め、賃金不払等の労働条件に関する問題や、安全衛生管理水準の低下による安全衛生確保上の問題が多く生じることが懸念されており、また、雇用・就業形態が多様化している状況に加え、行政内部においても定員事情など行政を取り巻く情勢が厳しさを増している状況を念頭に置き、平成 21 年度の監察については、次の視点から実施することを基本とする。

- (1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）とも、厳しい経済・雇用情勢下における法定労働条件の履行確保及び労働契約法等に基づいた適切な労務管理に向けた指導、非正規労働者の雇用・就業形態に応じた労働条件の確保、労働者の安全と健康確保対策の推進、最低賃金制度の適正な運営等を重点対策とする地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の情勢に的確に対応した重点課題を定め、適切な行政手法により、重点指向に徹し、PDCAサイクルを念頭に置いた効果的かつ効率的な業務運営を行っているか。
- (2) 労働基準部長の指揮の下、労働基準部内各課室がそれぞれの果たすべき役割を踏まえて積極的な行政運営を行っているか、また、監督課が局内他部室及び労働基準部内各課室との連絡調整・指示等を行うことにより労働基準部の所掌事務に関する総合調整機能を果たしているか。
- (3) 労働基準部幹部は、各署における年間監督指導計画や年間安全衛生業務計画の実施状況等業務運営の状況を地方監察等を通じて的確に把握し、適切な指導を行っているか。
また、署の各級管理者は、具体的かつ適切な進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。
- (4) 労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限について、適正かつ齊

一的に行使されているか。

- (5) 監督指導業務の運営に当たり、臨検監督業務量の最大限の確保を図りつつ、監督件数のみに偏重することのない実効ある監督指導を実施しているか。
- (6) 過去の中央監察において指摘された事項等を業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。
- (7) 上記(1)から(6)の事項が適切に行われていない場合、その原因を究明した上でその対応策を検討し、適切な措置を講じているか。
- (8) 局署の業務運営に関して、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成 21 年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

- (1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況
- (2) 業務運営の重点化を踏まえた各局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況
- (3) 総合的な労働行政を展開するという視点を踏まえた労働基準行政の業務運営状況
- (4) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況
- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するものの推進状況
 - ア 厳しい経済・雇用情勢下における法定労働条件の履行確保及び労働契約法等に基づいた適切な労務管理に向けた指導
 - イ 申告・相談に対する的確な対応
 - ウ 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
 - エ 非正規労働者の雇用・就業形態に応じた労働条件確保対策
 - (ア) 派遣労働者
 - (イ) 有期契約労働者
 - (ウ) 短時間労働者
 - オ 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止等
 - (ア) 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止対策
 - (イ) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
 - (ウ) 仕事と生活の調和の実現に向けた取組
 - カ 一般労働条件の確保・改善対策
 - (ア) 経済情勢の悪化を踏まえた一般労働条件の確保・改善対策
 - (イ) 多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化
 - キ 労働者の安全と健康確保対策
 - (ア) 労働災害多発分野における対策
 - (イ) 石綿による健康障害予防対策
 - (ウ) 職業性疾病等の予防対策・健康づくり対策
 - (エ) メンタルヘルス対策

- (オ) 「危険性又は有害性等の調査等」の実施等自主的な安全衛生活動の推進
- ク 特定の労働分野における労働条件確保対策
 - (ア) 介護労働者
 - (イ) 技能実習生等外国人労働者
 - (ウ) 自動車運転者
 - (エ) 医療機関の労働者
 - (オ) 障害者
- ケ 事業所管の行政機関等への働きかけ等による効果的な対策の推進
 - (ア) 下請取引の適正化による労働条件の確保・改善
 - (イ) 事業所管の行政機関等に対する要請等
- コ 最低賃金制度の適正な運営
- サ 「労災かくし」の排除に係る対策
- シ 改正労働基準法の周知
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
 - ア 監督指導業務の運営状況
 - (ア) 監督指導の実施状況
 - ① 年間及び月間の計画に基づいた監督指導の実施状況
 - ② 実効ある監督指導の実施状況
 - (イ) 司法処理の実施状況
 - イ 安全衛生業務の運営状況
 - ウ 各級管理者による進行管理の状況
- (7) 地方監察制度の運営状況
 - ア 監察の実施状況
 - イ 監察結果に基づく措置の状況
 - ウ 改善指導の状況
- (8) 厳しい定員事情下における事務簡素・合理化等への取組状況
- (9) 新任労働基準監督官の研修等の実施状況

3 監察の対象署

高知署

なお、実施時期及び担当監察官については後日通知する。

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

佐賀労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 21 年度の中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

現下の厳しい経済・雇用情勢を反映して、解雇・雇止め、賃金不払等の労働条件に関する問題や、安全衛生管理水準の低下による安全衛生確保上の問題が多く生じることが懸念されており、また、雇用・就業形態が多様化している状況に加え、行政内部においても定員事情など行政を取り巻く情勢が厳しさを増している状況を念頭に置き、平成 21 年度の監察については、次の視点から実施することを基本とする。

- (1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）とも、厳しい経済・雇用情勢下における法定労働条件の履行確保及び労働契約法等に基づいた適切な労務管理に向けた指導、非正規労働者の雇用・就業形態に応じた労働条件の確保、労働者の安全と健康確保対策の推進、最低賃金制度の適正な運営等を重点対策とする地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の情勢に的確に対応した重点課題を定め、適切な行政手法により、重点指向に徹し、PDCAサイクルを念頭に置いた効果的かつ効率的な業務運営を行っているか。
- (2) 労働基準部長の指揮の下、労働基準部内各課室がそれぞれの果たすべき役割を踏まえて積極的な行政運営を行っているか、また、監督課が局内他部室及び労働基準部内各課室との連絡調整・指示等を行うことにより労働基準部の所掌事務に関する総合調整機能を果たしているか。
- (3) 労働基準部幹部は、各署における年間監督指導計画や年間安全衛生業務計画の実施状況等業務運営の状況を地方監察等を通じて的確に把握し、適切な指導を行っているか。
また、署の各級管理者は、具体的かつ適切な進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。
- (4) 労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限について、適正かつ齊

一的に行使されているか。

- (5) 監督指導業務の運営に当たり、臨検監督業務量の最大限の確保を図りつつ、監督件数のみに偏重することのない実効ある監督指導を実施しているか。
- (6) 過去の中央監察において指摘された事項等を業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。
- (7) 上記(1)から(6)の事項が適切に行われていない場合、その原因を究明した上でその対応策を検討し、適切な措置を講じているか。
- (8) 局署の業務運営に関して、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成 21 年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

- (1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況
- (2) 業務運営の重点化を踏まえた各局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況
- (3) 総合的な労働行政を展開するという視点を踏まえた労働基準行政の業務運営状況
- (4) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況
- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するものの推進状況
 - ア 厳しい経済・雇用情勢下における法定労働条件の履行確保及び労働契約法等に基づいた適切な労務管理に向けた指導
 - イ 申告・相談に対する的確な対応
 - ウ 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
 - エ 非正規労働者の雇用・就業形態に応じた労働条件確保対策
 - (ア) 派遣労働者
 - (イ) 有期契約労働者
 - (ウ) 短時間労働者
 - オ 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止等
 - (ア) 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止対策
 - (イ) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
 - (ウ) 仕事と生活の調和の実現に向けた取組
 - カ 一般労働条件の確保・改善対策
 - (ア) 経済情勢の悪化を踏まえた一般労働条件の確保・改善対策
 - (イ) 多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化
 - キ 労働者の安全と健康確保対策
 - (ア) 労働災害多発分野における対策
 - (イ) 石綿による健康障害予防対策
 - (ウ) 職業性疾病等の予防対策・健康づくり対策
 - (エ) メンタルヘルス対策

- (オ) 「危険性又は有害性等の調査等」の実施等自主的な安全衛生活動の推進
- ク 特定の労働分野における労働条件確保対策
 - (ア) 介護労働者
 - (イ) 技能実習生等外国人労働者
 - (ウ) 自動車運転者
 - (エ) 医療機関の労働者
 - (オ) 障害者
- ケ 事業所管の行政機関等への働きかけ等による効果的な対策の推進
 - (ア) 下請取引の適正化による労働条件の確保・改善
 - (イ) 事業所管の行政機関等に対する要請等
- コ 最低賃金制度の適正な運営
- サ 「労災かくし」の排除に係る対策
- シ 改正労働基準法の周知
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
 - ア 監督指導業務の運営状況
 - (ア) 監督指導の実施状況
 - ① 年間及び月間の計画に基づいた監督指導の実施状況
 - ② 実効ある監督指導の実施状況
 - (イ) 司法処理の実施状況
 - イ 安全衛生業務の運営状況
 - ウ 各級管理者による進行管理の状況
- (7) 地方監察制度の運営状況
 - ア 監察の実施状況
 - イ 監察結果に基づく措置の状況
 - ウ 改善指導の状況
- (8) 厳しい定員事情下における事務簡素・合理化等への取組状況
- (9) 新任労働基準監督官の研修等の実施状況

3 監察の対象署

佐賀署

なお、実施時期及び担当監察官については後日通知する。

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

熊本労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 21 年度の中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

現下の厳しい経済・雇用情勢を反映して、解雇・雇止め、賃金不払等の労働条件に関する問題や、安全衛生管理水準の低下による安全衛生確保上の問題が多く生じることが懸念されており、また、雇用・就業形態が多様化している状況に加え、行政内部においても定員事情など行政を取り巻く情勢が厳しさを増している状況を念頭に置き、平成 21 年度の監察については、次の視点から実施することを基本とする。

- (1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）とも、厳しい経済・雇用情勢下における法定労働条件の履行確保及び労働契約法等に基づいた適切な労務管理に向けた指導、非正規労働者の雇用・就業形態に応じた労働条件の確保、労働者の安全と健康確保対策の推進、最低賃金制度の適正な運営等を重点対策とする地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の情勢に的確に対応した重点課題を定め、適切な行政手法により、重点指向に徹し、PDCAサイクルを念頭に置いた効果的かつ効率的な業務運営を行っているか。
- (2) 労働基準部長の指揮の下、労働基準部内各課室がそれぞれの果たすべき役割を踏まえて積極的な行政運営を行っているか、また、監督課が局内他部室及び労働基準部内各課室との連絡調整・指示等を行うことにより労働基準部の所掌事務に関する総合調整機能を果たしているか。
- (3) 労働基準部幹部は、各署における年間監督指導計画や年間安全衛生業務計画の実施状況等業務運営の状況を地方監察等を通じて的確に把握し、適切な指導を行っているか。
また、署の各級管理者は、具体的かつ適切な進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。
- (4) 労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限について、適正かつ斉

一的に行使されているか。

- (5) 監督指導業務の運営に当たり、臨検監督業務量の最大限の確保を図りつつ、監督件数のみに偏重することのない実効ある監督指導を実施しているか。
- (6) 過去の中央監察において指摘された事項等を業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。
- (7) 上記(1)から(6)の事項が適切に行われていない場合、その原因を究明した上でその対応策を検討し、適切な措置を講じているか。
- (8) 局署の業務運営に関して、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成 21 年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

- (1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況
- (2) 業務運営の重点化を踏まえた各局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況
- (3) 総合的な労働行政を展開するという視点を踏まえた労働基準行政の業務運営状況
- (4) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況
- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するものの推進状況
 - ア 厳しい経済・雇用情勢下における法定労働条件の履行確保及び労働契約法等に基づいた適切な労務管理に向けた指導
 - イ 申告・相談に対する的確な対応
 - ウ 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
 - エ 非正規労働者の雇用・就業形態に応じた労働条件確保対策
 - (ア) 派遣労働者
 - (イ) 有期契約労働者
 - (ウ) 短時間労働者
 - オ 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止等
 - (ア) 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止対策
 - (イ) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
 - (ウ) 仕事と生活の調和の実現に向けた取組
 - カ 一般労働条件の確保・改善対策
 - (ア) 経済情勢の悪化を踏まえた一般労働条件の確保・改善対策
 - (イ) 多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化
 - キ 労働者の安全と健康確保対策
 - (ア) 労働災害多発分野における対策
 - (イ) 石綿による健康障害予防対策
 - (ウ) 職業性疾病等の予防対策・健康づくり対策
 - (エ) メンタルヘルス対策

- (オ) 「危険性又は有害性等の調査等」の実施等自主的な安全衛生活動の推進
- ク 特定の労働分野における労働条件確保対策
 - (ア) 介護労働者
 - (イ) 技能実習生等外国人労働者
 - (ロ) 自動車運転者
 - (エ) 医療機関の労働者
 - (オ) 障害者
- ケ 事業所管の行政機関等への働きかけ等による効果的な対策の推進
 - (ア) 下請取引の適正化による労働条件の確保・改善
 - (イ) 事業所管の行政機関等に対する要請等
- コ 最低賃金制度の適正な運営
- サ 「労災かくし」の排除に係る対策
- シ 改正労働基準法の周知
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
 - ア 監督指導業務の運営状況
 - (ア) 監督指導の実施状況
 - ① 年間及び月間の計画に基づいた監督指導の実施状況
 - ② 実効ある監督指導の実施状況
 - (イ) 司法処理の実施状況
 - イ 安全衛生業務の運営状況
 - ウ 各級管理者による進行管理の状況
- (7) 地方監察制度の運営状況
 - ア 監察の実施状況
 - イ 監察結果に基づく措置の状況
 - ウ 改善指導の状況
- (8) 厳しい定員事情下における事務簡素・合理化等への取組状況
- (9) 新任労働基準監督官の研修等の実施状況

3 監察の対象署

菊池署

なお、実施時期及び担当監察官については後日通知する。

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。